

議事日程（第3日）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

出席議員（9名）

1番	古野裕美子	2番	朝日智哉
3番	河村正通	4番	石井伸弘
6番	杉本真由美	7番	安藤哲雄
8番	鈴木浩之	9番	安藤浩孝
10番	井野勝巳		

欠席議員（なし）

欠員（5番）

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務危機管理課長	木野村英俊	政策財政課長	浅野浩一
税務課長	濱口晴美	住民保険課長	臼井誠
福祉子ども課長	北中龍一	健康推進課長	横田紀彦
都市環境課長	宮崎資啓	上下水道課長	木野村和明
教育総務課長	郷展子	学校教育課長	山路康代
会計室長	高崎健一		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	平工峻也
議会書記	石崎啓明		

○議長（井野勝巳君） 改めまして、おはようございます。

全員出席いただきまして、御苦労さんでございます。連日御苦労さまでございます。

今日は、また傍聴のほうもたくさんおいでいただきましてありがとうございます。

では、ただいまから令和6年第3回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番 鈴木浩之君及び9番 安藤浩孝君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（井野勝巳君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に、鈴木浩之君。

○8番（鈴木浩之君） それでは、改めまして、どなたもおはようございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきますが、まず初めに、本年元旦に発生した能登半島地震におきまして、いまだ多くの被災者の方がつらい避難生活をされておられる状況であり、改めて心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を御祈念申し上げる次第であります。

本日は2つの項目を通告しておりますが、まず1点目、カスタマーハラスメント対策における北方町の取組はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

今、社会全般の中において、顧客や取引先による従業員への暴言や脅迫、言いがかりといった迷惑行為、カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラが様々な職場に影を落とし、社会問題化しているところであります。

理不尽な要求だけでなく、交流サイト、SNSで個人情報や拡散するなど、インターネット上での被害も相次ぎ、企業の間で自衛策を講じる動きが出ています。

昨年実施された民間企業による調査では、営業や販売などの職種でクレーム対応をしたことがある20代から60代の64.5%が、直近1年間に土下座の強要や長時間の居座りといったカスハラを受けたとの結果が出ています。

そのような中で、コンビニやホテルなど顧客に向き合う仕事に携わる人々は国民生活にとって不可欠の存在ではありますが、カスハラによって離職者が増えてしまい、人手が確保できなくなれば、私たちの日々の暮らしに大きな支障をもたらすことになりかねないとの危惧の念を抱いてい

るところであります。

こういった現実の中、全国の各自治体をはじめ、県内市町村の行政職員においても、業務中に身につける名札の表記をフルネームから名字のみに変更する動きが広がっておりまして、近隣においては、大野町が今年4月から名札をフルネームから名字のみに変更し、その名字を平仮名で表記、また岐阜、可児、海津の3市と岐南、笠松、輪之内、川辺、御嵩の5町においては漢字の名字表記のみにしています。

アンケートの中で可児市の職員は「名札を見せろ」「名前を覚えたからな」などと来庁者に言われ、恐怖を覚えた事例があったと答えています。

私も議員を務めさせていただき17年目になりますが、旧庁舎時代から来庁者が各窓口において大きな声を上げてのクレームや迷惑行為を繰り返すカスハラを何度か見てきております。あまりにひどい内容ならば、最終的に担当管理職の判断において警察等への非常通報ということになるのでしょうか、その前の時点におけるハラスメントを職員個人が受けてしまうという体制は非常によろしくないと思う次第であります。

こうした中、7月に3選を目指す東京都の小池百合子知事はカスハラ防止条例の制定方針を先日表明いたしました。罰則のない理念条例とする方向で、今年度内に都議会への条例案提出を目指すとのことで、カスハラに特化した条例は全国初で、北海道議会においても同様の動きが見られるとのことであります。

対策に取り組む企業にとって、地域行政の後押しは心強い支援となることは間違いないことであると感じているところです。

ただし、守りが過度になってしまい、外部からのクレームを何でもかんでもカスハラにしてしまつては本末転倒ということにもなってしまうので、正当なクレームとの線引きは明確にしておかなければならないことも大切であろうかと考えます。

パワハラやセクハラは法律で事業主側の防止措置が義務化されているのに対し、カスハラ対策はそこまでに至っていないところでありますが、去る5月14日付の新聞報道では、このカスタマーハラスメントをめぐる、厚生労働省は従業員を保護する対策を企業に義務づける検討に入った。具体策として、対応マニュアル策定や従業員から相談を受ける社内体制の整備などが浮上っていて、労働施策総合推進法改正案を2025年の通常国会にも提出するとの記事が掲載されていました。

国もやっと思ひこしを上げたかと感じているところでございますが、るる申し上げイントロダクションが長くなりましたが、お尋ねをいたします。

これまで、近年本町においてどのようなカスタマーハラスメントがあったのか、またそれに対しどのような対応をされたのか。

次に、今後国の方針や他市町のカスハラ対応を見て、本町としてどういった方針で対策に取り組んでいくのか、担当課長、よろしく願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 木野村総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（木野村英俊君） では、議員御質問のカスタマーハラスメント対策について

お答えします。

まず、最近の顧客ハラスメントに関する事例2例とその対応についてお答えをいたします。

1例目は、窓口で要求を申し出て、自身が納得できる回答が得られなかったため、長時間居座り、何度も大声で同じ要求を繰り返す行為がありました。最終的に自身が納得できる回答が得られなかったため、SNS上に担当者名を上げ、批判及び誹謗中傷する旨の投稿がありました。

本件では複数課で連携を図りながら対応してまいりましたが、担当者名をSNS上に掲載されたこともあり、北方警察署に相談を行いました。

2例目は、毎日のように役場に電話をかけ、要求とその対策をいつ行うのかという問い詰めを繰り返す行為が数か月間続きました。また、自身の要求に対する回答が納得いかなければ、他の官公署に電話をかけ、北方町の対応に不満を伝え、ほかの官公署からも北方町に要求を受け入れるよう説得するようという、北方町のみならず他の官公署にも不当に要求する行為がありました。

この件では対応できない要求に対しては毅然とした態度ではっきりと要求を受け入れることはできない旨を繰り返し伝えました。

次に、今後の対応についてですが、議員から情報提供いただきました名札を名字のみに変更することと併せて具体的な表示方法について検討をしております。

また、不当要求については情報共有を行い、1人で対応することなく職場全体で対応するよう進めております。このほか、今月、北方警察署で行われる不当要求対策に関する講演会、顧客ハラスメントに関する講演会ですが、こちらに複数名の管理職が参加を予定しており、顧客ハラスメントによる職員への被害防止に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○議長（井野勝巳君） 鈴木君。

○8番（鈴木浩之君） 木野村総務危機管理課長より御答弁いただきありがとうございます。

今の説明で近年幾つかの事例があったという御説明をいただいて、不当要求に対して北方署に相談したということ、またそれと今後の対応として、早速今提案をさせていただいたような名札の表記を変更していくという考え方を述べていただきました。大変ありがたく思います。

その名札においても、皆さんやっぱりこのケースを首からかけていらっしゃるわけで、本名、フルネームを求められたときには、その名札入れに名刺を二、三枚入れておけば、それは対応できる話ではないかなと思いますので、本当に表記の変更ということで、ありがとうございます。

先週5日の新聞に大手コンビニ2社がカスタハラ対策として本名のない、役職と任意のアルファベットを組み合わせた表記、それともう一つは自分以外の好きな名前にできると、名札を変えられるというような記事も出ておりました。

また、先日私ちょっと岐阜のほうへ用事がありまして、岐阜バスに乗車をした際、運転手の氏名掲示板が外されていたということから、乗客も私だけでしたので、赤信号停車時に運転手に聞いてみますと、個人情報保護の観点から、今年の4月1日より名札板を外すことになりましたと

お答えをいただきました。

今まさにこのような対策を考えなくてはならない嫌な世の中になってしまったなということを感じておるところでございますが、当町におきましても、来庁者からの正当なクレームに真摯な対応が求められるのは言うまでもないわけですが、度を越した要求には毅然とした態度で拒む権利を職員に保障しなければならないということも大事なことでありますし、精神的・身体的に傷ついた被害者へのケアも怠ってはならないと考える次第であります。

誰もが平等な1日24時間ですが、起きている時間の半分以上を職場で過ごしているわけですから、どうか安心できる職場づくりを目指して、カスハラ対策に今後も取り組んでいただきますことを申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、2点目についてお尋ねをさせていただきます。

かつて経験したことの少ない少子超高齢化社会の下で、これらに対応して社会保障、社会福祉の見直しが求められるのは必然であると考えますが、3月定例会で町長から提案説明のありました福祉政策に関わる施策について、改めて現状の取組、次年度以降の予定等、北方町の考え方をお尋ねいたします。

過ぐる4月24日、人口戦略会議から地域の持続可能性を分析した報告書が公表され、各種メディア等によって報じられ、社会に大きなインパクトを与えました。

その内容としては、10年前の調査より悪化している状況を伝えるもので、ここ岐阜県においても、前回より改善したものの、42市町村のうち実に16自治体が消滅可能性都市に該当するとされました。また、本町はこれには該当しないものの、出生率においては大きな要因である若年女性人口が減少傾向にあることが示されており、人口動態における将来推計の観点から見れば悪化しているとの評価でありました。

他方では、昨年改定された北方町高齢者福祉計画においては、当町における高齢化率が既に25%を超えている実態が明らかとなり、私自身、驚きをもってこの計画を受け止めたところであります。

団塊の世代が高齢者となる2025年問題はもう来年と迫り、その子供たちが高齢者となる2040年問題もそれほど遠くない未来に確実にやってきます。

こうしたかつて経験したことの少ない少子超高齢化社会の下でこれから対応して、社会保障、社会福祉の見直しが求められるのは必然であると考えます。

当町における民生費の推移を当初予算ベースで見ると、10年前の平成27年度に予算額21億1,790万円、対一般会計比29.0%であったものが、今年度当初予算では29億8,937万円とほぼ30億円の規模、対一般会計比38.8%と膨らんでおり、若干の上下はあるものの、右肩上がりに近い状況で予算規模が拡大してきています。

民生費はその大部分を義務的経費が占めていることは承知していますが、福祉は我々町民にとって最も身近であり、その予算の使われ方や政策、事業等の動向は生活に直結するものであります。我々町民も町がどのように福祉政策を考え、実行に移されようとしているのか、これを正し

く捉えていかなければなりません。

これらの状況を踏まえ、3月定例会で町長から提案説明のありました福祉政策に関わる施策について、改めて現状の取組、次年度以降の予定等について、町の考え方をお尋ねいたします。

まず地域福祉関係では、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で誰もが安心して自立した暮らしができるように地域共生のまちづくりに努めるとあります。

大きな理念を上げていますが、具体的にはどのようなものか、その中身についてお答えください。また、今年度改定の年に当たる福祉系計画の最上位である地域福祉計画において、次期計画で新たな内容を予定しているならば、御説明をお願いします。

次に高齢者福祉事業では、改定された高齢者福祉計画等の計画に基づき、地域包括ケアシステムの深化に取り組むとありますが、その内容についてお答えをください。

次に障害福祉事業では、障害者関連法律の動向も踏まえながら、地域で支えるサービスの利用促進、強化に努めるとありますが、その中身についてお答えください。また、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組むとありますが、その具体的な内容について御説明をお願いいたします。

最後になりますが、少子化対策の鍵を握ることにもなるであろう子育て支援事業では、引き続き子育て世帯を支援するファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業、子ども館事業等を着実に推進し、多様な子育て支援に努めるとありますが、その具体策等について、担当課長より御説明いただきますようお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 北中福祉子ども課長。

○福祉子ども課長（北中龍一君） ただいま議員お尋ねの福祉関係の取組及び次年度以降の予定について、3月議会で戸部町長が提案説明の中で述べられました施策方針の福祉政策に関わる部分について、もう少し内容に踏み込みながら、5点ほど町の考え方をお示ししたいと思います。

地域福祉関係で人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で誰もが安心して自立した暮らしができるように地域共生のまちづくりに努めるとは、国が掲げる地域共生社会の実現を目指していくに当たり、町としての姿勢を示したものでございます。

地域共生社会の実現には、社会的孤立・排除といった現実的な課題を直視しつつも、地域の住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことが求められます。

人々の生活上で生じ得る課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、地域社会からの孤立など、暮らしと仕事の全般にまで及ぶとともに、個人やその世帯の中で複合・複雑化している様子が見られます。

このような現状を踏まえ、対人支援に関し、本人の意向や本人を取り巻く状況に合わせて具体的な課題解決を目指すアプローチとつながり続けることを目指すアプローチとを支援の両輪として意識し、支援を進めていくことが必要です。

つながり続けることを目指すアプローチとは、本人が抱える課題を解決できたかどうかで支

援の到達度をはかるのではなく、支援者と本人が継続的につながり、関わり合いながら、本人と周囲との関係を広げていくことを目指すものであり、支援者と本人との間で構築された関係性そのものが支援であるという考え方です。

介護、子育て、障害など各分野で制度的な対応を不断に進めていくことは必要ですが、必ずしも制度の充実だけで安心した生活を築くことができるわけではなく、各分野の制度において福祉サービスを充実させることで、結果的には支えられながらもほかの誰かを支える力を発揮する機会や、地域のつながりの中で困り事を支え合う土壌が生まれます。また、サービスの対象にならない課題や地域全体の課題にも目を向けていく必要がございます。

重要なのは、人と資源の力を結び合わせて分野別の制度をつなぎ、また各分野の制度のはざまの問題をどのように解決していくかということでございます。

現在の北方町第七次総合計画は、町長が大事にしているつながりに重点を置き、「つながりで築く躍動するまち 北方」を将来像とし、まちづくりの基本姿勢を地域の中で生き生きと暮らせるまち、人と人とのつながりが実感できるまち、快適・便利に暮らせるまちとしており、これはまさに地域共生のまちづくりの理念そのものであると言えます。

したがって、具体的な中身につきましては、福祉事業のみならず福祉の視点を持って実施する、関連する町の政策の全てでございます。

次に、今年度改定する地域福祉計画における新たな内容です。

現在、次期計画策定のために資料収集や住民アンケートの内容を精査しているところでございまして、全てを明確にお示しすることはできませんが、前回計画からの追加事項として、1つ目に権利擁護の充実を図るための成年後見制度利用促進基本計画、2つ目には再犯の防止等の推進に関する法律に規定する地方再犯防止推進計画を計画中に盛り込む予定でございます。

続いて、障害福祉事業、障害者関連法律の動向も踏まえながら、地域で支えるサービスの利用促進、強化に努めるの中身でございます。障害者に関する法律はるる改正されており、この改正に遅滞なく対応していくという町の姿勢を示したものでございます。

本年4月施行の例でいえば、改正障害者差別解消法により、行政機関等の義務であった障害のある人への不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を事業者にも義務化し、改正障害者総合支援法では、障害者等の地域生活や就労支援等の強化が図られてございます。

これらの法施行に併せ、広報紙等を活用して、事業者向けに法改正の趣旨を周知、職員向けには全職員を対象に合理的配慮に関する研修を8月に実施するなど、啓発に努めてまいります。

また、障害者のサービス強化に当たっては、障がい者地域自立支援協議会やサービス提供事業者と歩調を合わせながら情報等を共有し、地域生活の充実に努めるということになります。

次に、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組むということですが、精神障害者の方が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、高齢者施策で進めている地域包括ケアシステムの仕組みを精神に障害のある方やその疑いのある方などへも広げていく取組になります。

この「にも包括」の構築には、保健、医療、障害福祉の視点を持った上で、個別支援の検討、支援体制の整備、地域基盤の整備を軸に「にも包括」の構築に向けた協議を行う場を設け、様々な機能を発揮することが求められます。

町では、その協議の場として次の2つを予定してございます。

自立支援協議会の分会的位置づけである個別ケア会議では、支援が困難な事例等について、ケース支援に係る委員、岐阜保健所、専門医、専門職、各種支援事業所等で支援内容や情報等の共有を図り、顔の見える関係づくり、ネットワークの構築を行います。ここでは、個別支援で見えてきた地域課題を把握したり、体制整備について検討したりしていきます。

また、自立支援協議会の全体会議では、町支援体制の全体像を把握し、体制整備の方針について協議を行ってまいります。個別ケア会議で把握、検討した課題や状況等について共有し、町全体としての支援体制の方針や調整について検討したり、地域の社会資源の開発及び改善について協議したりしていくこととなります。

最後に、子育て支援事業で引き続き子育て世帯を支援するファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業、子ども館事業等を着実に推進し、多様な子育て支援に努めます。

現在の取組は、広報「きたがた」5月号と一緒に全戸配付した分かりやすい予算説明書の2ページ、3ページの見開きで北方町子育て支援メニュー表の形でまとめてございまして、今年度新設のこども家庭センターをはじめ、子ども館など22の事業を御紹介しておりますので、こちらのほうを御参照いただければ幸いです。

次年度以降には、令和7年度に開園するかわせみこども園で、地域子育て支援拠点（子育て支援センター）、一般型一時預かり、体調不良児対応型病児保育等の事業が予定をされてございます。

現在、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、子育て世代を対象にニーズ調査を計画中でございます。その調査結果を踏まえ、町民のニーズに合った子育て支援体制の整備、充実を図ってまいります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（井野勝巳君） 横田健康推進課長。

○健康推進課長（横田紀彦君） 私からは、高齢者福祉事業についてお答えします。

現在当町では北方町地域包括支援センターを中心に、地域包括ケアシステムの推進のためミニデイサービスや生活支援ヘルパー、各種体操教室などの総合事業、高齢者に対する総合相談、権利擁護、認知症総合支援、生活支援体制整備や在宅医療・介護連携の推進及びケアマネジメントの推進など、介護保険法の規定に基づく地域支援事業を実施しております。

さて、議員御指摘のとおり、当町の高齢化率は25%に達し、単身高齢者世帯や認知症の方、さらには要介護・要支援認定者数の増加が今後も見込まれます。

このような現状を踏まえた上で、今年度より改定された北方町高齢者福祉計画やもとす広域連合第9期介護保険事業計画の内容に沿って、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括

的に提供できるネットワークづくりのため、これまで北方町地域包括支援センターが福祉子ども課や医療・介護・福祉関係機関、地域住民と連携して行ってきた地域支援事業を縮小させることなく継続及び充実させていくことが必要であり、今後は認知症対策や住民主体で行う介護予防活動、地元ボランティアなどによる地域活動の活性化などを特に充実させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 鈴木君。

○8番（鈴木浩之君） お二人の担当課長より多岐にわたって御答弁をいただきました。

今回の質問は、町民の代表たる議員として、町民生活に密着する分野である福祉は町民にとって分かりやすいものであるべきとの思いから、町の考え方を改めて問うたものです。

まず、地域福祉関係でいう地域共生のまちづくりですが、地域共生という言葉、地域で共に生きると感覚的には理解できるものの、そこに込められた思いの部分を答弁していただいたと思います。町の総合計画でも重要な視点にしているつながりが実に多様な意味で社会に求められているというふうに理解をいたしました。

次に、地域福祉計画における新たな内容ですが、詳細な内容は未定ということですので、年度末の策定までにしっかりと方向性を見定め、充実した計画となるよう推進されていくことを望みます。追加事項には地方再犯防止推進計画も入るとの御答弁をいただきました。私自身の保護司という立場からも大いに期待をしております。

次に、高齢者福祉事業について、地域包括ケアシステムの深化についてですが、これまで進められてきた様々な事業を継続して実施し、今後大きく増加するであろう認知症の人への対応もさらに力を注いでいくということで、超高齢化社会への対策を着実に進められることを期待します。

次に障害福祉事業です。

障害者に関する法律が充実し、各自治体でも体制整備が進むにつれて、業務的にも財政的にもウエートが大きくなりつつあるのを、議員を務める中で実感しています。生活に困難な課題を抱える障害者の方々を支えていけるよう、町においてもしっかりと取組をお願いいたします。

次に、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムですが、平成30年策定の第5期障害福祉計画から記載されていたものがようやく進んでいくとのことで、理解をさせていただきました。たとえ歩みは遅くとも一歩ずつ着実に進めていかれることを期待します。

最後になりますが、子育て支援事業です。

北方町が未来へ向けて存続していくためには、子供を産み育てる世代やその子供たち、すなわち将来世代への投資が欠かせません。昨年、今年と分かりやすい予算書において、子育て支援事業を一覧できるように工夫し、若い世代に向けて事業をPRしていることはとても有意義であると評価するところです。

次期子ども・子育て支援事業計画においても、町民のニーズをしっかりと受け止めて、北方の未来を育む事業が着実に進められ、住み心地ナンバーワンの評価をいただいている北方町がますます充実することをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

た。

○議長（井野勝巳君） 次に、杉本真由美君。

○6番（杉本真由美君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、大きく2点について質問をいたします。

まず1点目でございます。

プレコンセプションケアについてであります。

2022年の子供の出生数は初めて80万人を下回り、厚生労働省は5日、2023年の人口動態統計の概数を発表いたしました。

出生数は過去最少の72万7,277人と、2023年の政府推計より11年早いペースで減少し、少子化が加速している実態が浮き彫りになりました。国は昨年12月にこども未来戦略を策定し、来年度から3年間を集中取組期間としてこれまでにない支援に乗り出します。

今後さらに少子化対策は図られていきますが、こうした対策をより効果を上げていくためには、妊娠前のプレコンセプションケアに重点を置くことが少子化対策への布石を打つことにもつながるのではないかと、今回質問させていただきます。

プレコンセプションケアとは妊娠前のケアのことで、女性や若いカップルに対して適切な時期に適切な知識・情報を得て、自分たちの生活や健康に向き合うヘルスケアのことです。

妊娠前からの健康管理をすることが元気な赤ちゃんを授かることにつながります。また、将来における妊娠の希望の有無に関わらず、健康に関する適切な知識・情報を得て、健康で質の高い生活を送ることは仕事などの人生設計を広げていくことにもなります。

妊娠・出産には様々なリスクがあります。例えば、晩婚化が進む中、30代後半以降の年齢になると不妊や流産の割合が上昇するとされています。また、身体の状態や病気、生活習慣も妊娠中の合併症や出生児に大きく影響を及ぼし、妊娠が判明してからでは対応が難しくなる場合も多くあります。

2012年に世界保健機構（WHO）も推奨し、日本でも第5次男女共同参画基本計画の第7分野に学童・思春期でプレコンセプションケアに関する事項が記載され、2021年2月に閣議決定されました成育医療等基本方針において、このケアを女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組を定義されています。

また、国立成育医療研究センターでプレコンセプションケアセンターの責任者を務めている荒田尚子診療部長は、日本は妊産婦や新生児の死亡率が諸外国と比べて低いですが、晩婚化や肥満、痩せの増加、子宮頸がんの検診率の低迷など課題は多い。同ケアを母子保健だけでなく、教育や医療など幅広い分野で進めることが重要と指摘しております。

妊活セミナー、高校生向けのライフデザイン、人生設計セミナーや葉酸、鉄分を含む栄養状態や風疹の抗体の有無を調べる血液検査に加え、医師の診療が受けられるよう検査費用の助成を行うなど、プレコンセプションケアに取り組む自治体もあります。

そこで、本町におけるプレコンセプションケアを進めるために、以下3点について伺いたい

します。

まず1点目、プレコンセプションケアについての認識と現況の取組についてであります。

2点目、国立成育医療研究センターが展開しているプレコンセプションケアを自分で確かめることができるチェックシートがあります。低体重や食事、運動など健康管理を行う上でのアドバイスが掲載されており、周知啓発のためにホームページや広報にチェックシートを掲載するなど活用はできないでしょうか。

3点目に、卵子の数など体の状態を調べるプレコンセプションケア検診費用助成事業の創設や、母体となる子宮頸がん予防のためのワクチン接種と併せて子宮頸がん検診も大切だと思います。

今年度、県が取り組む子宮頸がん検診の受診者の自己負担を無料とした市町村に対して自己負担相当額を補助するがん検診促進事業補助金の活用はできないでしょうか。

3点についてお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 横田健康推進課長。

○健康推進課長（横田紀彦君） プレコンセプションケアについてお答えします。

1点目の御質問、プレコンセプションケアの認識と現況の取組についてですが、若いうちから妊娠・出産について正しい知識を持ち、健康管理を意識して質の高い生活を送ることは、将来の健やかな妊娠・出産につながると考えております。

さて、本町での若い世代への健康管理の取組は、19歳から39歳までのわかば健診を実施しており、男女問わず自分の体の状態を知り、生涯を通じて健康的な生活が送れるよう取り組んでおります。また、女性の健康管理に特化した事業として、20歳からの子宮頸がん検診、30歳からは乳がん検診を実施しております。さらには、HPV感染症を防ぐための子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種について、個別勧奨をするなど若い世代に向けての事業を行っております。

2点目の御質問、周知啓発のためホームページや広報紙にプレコン・チェックシート掲載等の活用についてですが、若い世代の方に妊娠・出産を意識しての健康管理に目を向けていただけるように、県の相談機関である女性健康支援センターや国立成育医療研究センターの情報やプレコン・チェックシートなどを活用し、ホームページで周知していきたいと考えております。

3点目の御質問、プレコンセプションケア検診費用助成事業の創設や県単補助事業のがん検診促進事業補助金の活用についてですが、将来妊娠を計画している町民に行う検査費用の助成につきましては、先進市町の事例や国・県の動向を注視しながら研究することとし、まずは今行っている事業を活用し、わかば健診、がん検診の受診率の向上に努めます。

なお、子宮頸がん検診は、国においてHPV検査単独法の導入が推奨されており、今後、導入に向けて国のガイドラインに沿った実施を考えています。

したがって、がん検診促進事業補助金の活用に向けてについては、動向を見ながら次年度以降にて検討していきたいと考えております。

○議長（井野勝巳君） 杉本君。

○6番（杉本真由美君） 御答弁ありがとうございます。

現在行われているプレコンセプションケアについての女性に対してのわかば健診とか、あとはがん検診、またワクチン接種を勧められているということをお聞きました。

また、2点目についてのプレコンセプションケアについて、本当に聞き慣れない言葉でございますので、まずは皆さんに周知していただくことが大事だと思いますので、掲載していただけるということですので、周知が広がっていくと思っております。

また、3点目についてであります。また国の動向とか、あと研究をされてということでしたが、この子宮がん検診というのは、やはり今、20代の女性のがんの中の過半数が子宮頸がんと言われております。25歳を過ぎると著しく増加しており、近年は罹患率や死亡率とともに若年層で増加しているという傾向がございます。

現在、子宮頸がん検診において、21歳ですか、無料クーポンが今配付されておりますが、やはり若年層の罹患率が増加していることから、また来年度、次年度以降に研究をされて、もし導入されるということでしたらということでしたよね。できれば、一度にできませんが、年齢を決めるとか、節目になる年齢の方を対象に検診というか、子宮がん検診の無料クーポンの配付をお願いしたいと思っております。

近隣市町におきましては、先日新聞の掲載でお隣の岐阜市が25歳の女性の方ということで、今年度無料のクーポンを配付され実施されると聞いております。

次年度からということがございますので、早急な対応をしていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2点目についてであります。

熱中症対策の推進についてであります。

気候変動の影響により、国内の熱中症死亡数は増加傾向が続いており、近年では年間1,000人を超える年が頻発するなど、自然災害による死亡者数をはるかに上回っております。

また、今後地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、熱中症による被害がさらに拡大するおそれがあります。

気象庁は今年の夏も顕著な暑さになる可能性があるとの見通しを示しております。こうした状況を踏まえ、熱中症の発生の予防を強化するための取組を一層強化することが必要と考えます。

そこで、まず1点目であります。

熱中症から町民の命を守るための取組についてお伺いいたします。

熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができます。ここで熱中症は人の命に関わることから、熱中症対策マニュアル等の作成や暑さ指数の認知度向上や行動変容につながる情報発信も必要かと考えますが、御見解をお尋ねいたします。

また、2点目といたしまして、暑さ指数が35以上と予想された場合、熱中症特別警戒アラートが発せられ、国は注意を呼びかけるだけでなく、自治体に対して被害防止に向けた指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として開放するとしております。本町の対応についてお尋ねいたします。

3点目、高齢者の熱中症に対する予防への意識を醸成するための取組についてお伺いをいたします。

熱中症を予防するためには、脱水と体温の上昇を抑えることが基本であると言われております。熱中症弱者と呼ばれる高齢者の方に、熱中症予防のための行動を意識していただくことも重要であります。暑さや喉の渇きに対して敏感でなくなっているケースもあります。消防庁の調査によると、熱中症による救急搬送者の約5割が高齢者となっています。

そこで、高齢者の方への効果的な熱中症予防を進めるために、介護や地域の保健部門の関係者との連携の現況と今後の取組についてお尋ねをいたします。

また、4点目といたしまして、子供の熱中症を防ぐための取組についてお伺いをいたします。

学校施設においては、普通教室、特別教室の空調設備が進められ、北方学園第1体育館の空調設備の設置のみとなり、本年度設置予定と子供たちの学習環境も整えられてきておりますが、子供たちの通学時の熱中症予防対策はどのような取組がなされているのか。また、熱中症警戒情報が発令された場合、どのように対応されているか。

以上4点についてお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 横田健康推進課長。

○健康推進課長（横田紀彦君） 熱中症対策の推進についてお答えします。

1点目の御質問、熱中症から町民の命を守るための取組についてですが、改正気候変動適応法が令和6年4月1日に施行されたことにより、熱中症特別警戒情報（いわゆる特別警戒アラート）や指定暑熱避難施設（いわゆるクーリングシェルター）が新設され、熱中症予防の指標である暑さ指数を用いた指針が示されるなど、熱中症対策も進化しております。現時点では町単独での熱中症対応マニュアル作成は考えておりませんが、環境省の熱中症環境保健マニュアルやリーフレットなどの普及啓発資材を活用して、広報紙やホームページ、カワセミ便などの広報媒体により、町民の暑さ指数に対する認知度向上や行動変容につながるような情報発信に努めていきたいと考えております。

2点目の御質問、熱中症特別警戒アラート発出時の対応についてですが、環境省から県を通じて当町に伝達がありましたら、直ちに広報無線やカワセミ便により町民に周知するスキームになっております。また、町内公共施設5か所をクーリングシェルターとして指定してあり、特別警戒アラートやクーリングシェルターについては、広報紙や町ホームページで町民に周知したところですので、よろしく申し上げます。

3点目の御質問、高齢者への熱中症予防推進のための介護・保健部門との連携や今後の取組についてですが、町内十数か所で行われているふれあいいきいきサロンやホッと・カフェ、介護予防教室にて保健センターや地域包括支援センターの保健師が熱中症予防の出前講座を実施し、独居高齢者訪問時に個別に担当職員が熱中症対策の様子を伺うなど対策を講じてきたところですが、今後も連携し、高齢者の熱中症予防対策に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 山路学校教育課長。

○学校教育課長（山路康代君） 4点目の学校における子供たちの通学時の熱中症予防対策についてお答えします。

町内の各学校では、保護者の協力を得て、子供たちの登下校前に一人一人の子供の健康状態を確かめています。また、必要に応じて迎いの協力をお願いしているところです。水分を補給することも声をかけ見届けています。

通学中については、帽子の着用、日傘やネッククーラー、冷感タオル等の使用を促し、強い日差しから身を守る指導をしています。下校時に熱中症警戒情報が発令されている場合には、学校に待機させ、警戒数値が下がり始める最終下校時までには安全に帰宅できるよう対応しています。

これらの対策については、学校医とも相談し、保護者にも周知して、学校と家庭とで共通理解を図っております。

○議長（井野勝巳君） 杉本君、どうぞ。

○6番（杉本真由美君） 答弁ありがとうございます。

まず4点目の子供たちの熱中症対策について、適切な対応がされていることはよく分かりました。ありがとうございます。

最近よく本当に帽子をかぶってみえる子供たちとか、昨年ですけれども、日傘を差して登下校されている姿を見ております。適切な対応ありがとうございます。

まず1点目、2点目、3点目について、町民の方に対してでございますが、広報で周知をされるということで、今年は本当に災害級の暑さということを予想されておりますので、また適切な啓発をお願いしたいと思います。

先ほど2番目の熱中症特別警戒アラートが発せられた場合の、今現在5か所を開設予定でございます。

ホームページをクリックすると施設の名前は出ておりますが、これからどのような、高齢者の方がなかなかだん見られないことも見えると思いますので、どのような広報の仕方をされるのか。あと5か所と言われておりますが、どこがあるのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（井野勝巳君） 横田健康推進課長。

○健康推進課長（横田紀彦君） 指定済みのクーリングシェルターですが、5か所ですね。役場庁舎、生涯学習センター、図書館、それから福祉センター、いきいき支援センターまどかの5か所でございます。特別警戒アラートが発出されたような場合は、カワセミ便等で広報・周知をしますので、その時点で併せて周知をできればと考えております。あとは、その他広報等で随時周知はしていきたいと考えております。

○議長（井野勝巳君） 杉本君。

○6番（杉本真由美君） ありがとうございます。

その5か所というのは、やっぱり土・日も含んだ施設も開設されているところもございますので、1週間を通してどこかにクーリングシェルターがあるということでよく分かりました。

昨年の熱中症による緊急搬送状況の発生場所を見ますと、住居が、うちの中が最も多くなっております。一番に懸念することは、今、電気料金の値上げということで、この国の補助が5月で終了をいたしました。電気料金が高騰する中で、エアコンの利用を控えたりする方も少なくないと思っております。特に熱中症弱者と呼ばれる高齢者の方などは、特に節約への意識が高い方がいると思われまます。適切な冷房の使用を強く促していただくようお願いをいたします。

また、本日も30度を超える暑さとなっております。まだまだ身体が暑さに慣れていない時期でもございますので、小まめに水分補給をするなど、熱中症予防に皆様も努めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） では、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時38分

○議長（井野勝巳君） では、再開いたします。

次に、安藤哲雄君。

○7番（安藤哲雄君） 議長の許可を得ましたので、早速始めさせていただきます。

大きく2つあるんですけど、まず第1に、交通安全対策についてであります。

令和4年10月21日の法令講習会を最後に、それまで毎年開催されていたにもかかわらず、昨年度は実施されませんでした。

その理由を尋ねると、高齢者の参加が多く、夜7時からの開催では、夜間での車の交通事故が心配で、中止になった一因と聞いております。

年に1度の法令講習会は、運転免許所有者にとって改めて交通安全への認識を深める機会となり、毎年のようにある法令改正の学びの場でもあります。

令和元年以降の主な法令改正として、携帯電話使用等に関する罰則の強化で違反点数が3倍の3点、反則金が3倍の1万8,000円に引き上げられました。そのほかに妨害運転、いわゆるあおり運転に対する罰則の創設、そして自動車の積載物の長さ、幅及び積載方法の制限の拡大、さらに高齢運転者対策の推進に関する規定の整備、そして自転車に乗車する者に対する乗車用ヘルメット着用に係る努力義務に関する規定の整備などです。

そして、法令講習会に関して、いつも岐阜農林高校演劇部の活躍を楽しみにしている方が私を含めて多数いると思われまます。

次に、生活道路を法定速度30キロにする案が警察庁から発表されました。

生活道路に明確な規定はないが、警察庁は中央線を設置する目安とされる幅員5.5メートルに満たない道路を新たな規制の主な対象に想定するとしています。全ての交通事故のうち、5.5メートル未満の道路での事故が占める割合は、ゾーン30などの対策に関わらず、2013年から23年の11年間で24%前後と横ばいで推移しています。2023年に起きた死傷事故で、歩行者と自転車、乗

用車が占めた割合は5.5メートル以上の道路と比べると約1.8倍の45.3%に上りました。このことから、生活道路の事故がいかに多いかが証明されております。

それでは、質問します。

1 番、法令講習会を毎年10月に実施していましたが、それを廃止した理由は何ですか。

2 番、もし夜間の開催が危険ならば、土・日の昼間に開催してはいかがでしょうか。

3 番、通学路や住宅街などの幅員が狭い生活道路を対象として、警察庁は現行の时速60キロから30キロに引き下げる道交法施行令の改正案を2026年9月の施行を目指すと発表されましたが、今から2年以上先の施行であるので、町独自に広報で町民に先行してお願いしてはいかがでしょうか。以上です。

○議長（井野勝巳君） 木野村総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（木野村英俊君） 議員御質問の交通安全対策についてお答えします。

法令講習会についてですが、法令講習会は平日夜間に開催していましたが、高齢者の参加が多く、夜間に会場まで行き来することについて、警察から交通安全上危険があるのではと意見を受け取りやめをいたしました。なお、土・日の昼間での開催は、警察の協力が業務体制上難しいと伺っております。

それに代わるものとして、現在は北方警察署と連携しながら、各地域のホッと・カフェやサロンなどで交通安全に関する講話や教室を実施しております。

次に、生活道路での30キロ規制に関してですが、法律で規制されていないことを町単独で先行して進めることは困難であると認識しております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○7 番（安藤哲雄君） 今、答弁で法令講習会を今後も開催しないとされましたが、ホッと・カフェとかそういうところには一部の人は行くんですけど、我々一般人というか、若年層も含めて、こういう機会がないんですよね。そういう機会をまたいろいろと設けていただければいいんですけど、法令講習会を本当に私も毎年楽しみにして行っていたんですけど、何とか警察の協力も得ながら、土・日か平日でもいいので開催できたらどうかと思います。

次、行きます。

ごみステーションの設置についてであります。

ごみステーションの設置場所に悩んでいる自治会が少なからずあります。

ある自治会では道路、歩道を占有しているので交通安全の妨げになるとの理由で警察からの指導があったことを聞いています。近くに公園や適当な幅の水路などがある自治会はよいのですが、ない自治会は場所に四苦八苦している現状であります。

そこで質問します。

ごみステーションの設置場所に苦勞している自治会があります。今まで田畑の横の歩道や車道に設置していたところが宅地化で住宅が建設されるためにやむなく移動することになるが、適当な場所がなく、最終的には公園などがなければ水路上になります。

そこで町は水路上のコンクリート整備を進めてごみステーションとするのが望ましいが、いかがですか。

2番目に、ごみステーションの設置補助金の額は経費の2分の1以内で25万円を限度とするとなっていますが、近年、ジャンボメッシュタイプのごみ箱やそれに伴う工事費の値上げで総額100万円ぐらいの場合もあると聞いております。限度額25万円の引上げを検討してはいかがでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） それでは、ごみステーションの設置についてお答えします。

宅地化によってごみ集積場の移動を余儀なくされ、様々な場所を検討しながら、最終的に公園や水路上に設置することがあるのは議員御指摘のとおりです。

しかしながら、水路は雨水等の排水を行う重要な施設であり、蓋をかけると集水能力の低下や大雨時にごみで流れが阻害されあふれるおそれがあるため、水路上のコンクリート整備について進めていくことは考えておりません。

また、これまでの集積場設置補助金の申請額を踏まえ、現時点において補助金上限額を変更する必要はないと考えております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○7番（安藤哲雄君） 今、水路上のコンクリート設置はしないと言われたんですけど、これは水路のコンクリート整備、橋を架けるだけですから、別にごみがどうのこうのというのはないと思います。

本当はやっぱり自治会で公園がない場合は水路しかないと言われるんやね。そうすると、水路を整備するとなると何十万とか100万近いお金がかかるので、非常に困っておられるんですね。これは町民サービスでやったらどうですか。

もう一つちょっと聞きたいのは、公園がある自治会で設置されているごみステーションが各地にありますけど、ごみ箱以外の整備費用は町または自治会、どちらが今まで負担していますか。

もし町負担で公園の整備をごみステーションとして整備しているのなら、これは公平性の面から、水路上の整備費用も町でしていただくのが本当のあるべき姿ではないですか。それを教えてください。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） 公園にごみ集積所を設置していただくときも、自治会のほうで負担していただいております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○7番（安藤哲雄君） ※ _____。

_____。

_____。

_____。

※ 後日取消し発言あり

[「※
_____、
_____」の声あり]

○7番（安藤哲雄君） _____。

[「_____」の声あり]

○7番（安藤哲雄君） _____。

[「_____」の声あり]

○7番（安藤哲雄君） _____。

○議長（井野勝巳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○議長（井野勝巳君） 再開いたします。

安藤君。

○7番（安藤哲雄君） ちょっと勘違いがあったようですが、25%の上限に関して、これは北方町一般廃棄物集積場設置補助金交付要綱ですけど、これはいつつくられたと聞いたら平成12年なんやね。もう24年前の25万なんやね。この物価高の折、24年間も同じでいいんですかと私は言いたいですね。これはぜひ検討項目でこれからよろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（井野勝巳君） 次に、古野裕美子君。

○1番（古野裕美子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、大きく2点質問させていただきます。

子供たちが楽しみにしている給食について質問いたします。

北方町は、今デザートに助成金を出していただいておりますので、昨年からデザートの回数が増えており、大変喜んでいいる子どもも多く、感謝しています。

先日、給食試食会に参加して、とてもバランスの取れた内容で感動していました。その一方で、定性的ではありますが、子供たちの声によると相変わらず給食の残量が多いと聞いています。特に牛乳の残量が冬の時期に多く、北学園は残った牛乳を大食缶に流していると聞きました。残飯を一まとめにし、さらにそこへ飲んでいない牛乳を開封し混ぜて捨てる光景が子供たちの目にどのように映っているのか想像してみてください。

世界では多くの子供たちが日々の食事もろくに取れず飢えている中で、食べ物のありがたみを教育する上で好ましくない措置ではないでしょうか。未開封の牛乳の処分方法を見直し、かつ無駄のない提供の方法ができないかと思います。

また、現在、前期課程と後期課程の給食の時間が同じです。楽しく食べる給食時間が少ないと感じる子ども多いと聞きました。移動教室などで4時間目の終了時間が押し、食べる時間が少なくなってしまうたり、クラスによっても配膳時間に差があると聞いています。先日の給食試食会で

※ 後日取消し発言あり

大人が配膳しても12分はかかりました。親としてもしっかりと残さず食べてほしいとの思いから、配膳時間の短縮をすることができないかと感じました。

また、不登校の子の原因の一つにも食事を残さず食べたいけれど、時間などを気にして給食を嫌がることもあると伺いました。

その点からしても、食事時間を増やせば残さず食べられたり、お代わりができたりするので、それで残飯が減らせるのではないかと思います。配膳時間の短縮は、高学年の子が低学年の子のサポートに入ったり、各自が並んで配膳を受けるバイキング方式の採用など、配膳時間の短縮を試みてはいかがでしょうか。

SDGSの一つに「つくる責任、つかう責任」があり、食品ロスについての意識を子供たちに持たせ、また食べ物に感謝してほしいと思うからこそ、それぞれに合わせた対応と食べる時間の確保のために配膳時間の改善をお願いいたします。

そこで3点質問いたします。

1点目、牛乳の残数を最適化するために、提供の有無を個別に対応はできないでしょうか。

2点目、残った牛乳の処理方法の見直しはできますでしょうか。

3点目、配膳方式の変更を含む改善により、食事時間を長く取る試みはできないでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 山路学校教育課長。

○学校教育課長（山路康代君） 1つ目の牛乳の提供の個別対応についてお答えします。

学校給食は材料費のみを保護者が負担し、光熱費、人件費等は公費で賄っております。さらに北方町では独自にデザートを追加で提供しています。これらの観点からも、北方町の学校給食は大変充実した内容となっています。また、食育の観点からも、好き嫌いなく食べることを指導しています。

牛乳の個別対応については、現時点においてもアレルギーなど明確な理由がある場合には個別に対応をしています。また、苦手な子供が飲めるようにミルマークをつけたり、献立の組合せを考えるなどの工夫もしています。

したがって、個別対応については、現在行っていることを継続して行ってまいります。

2つ目に、残った牛乳の処理方法の見直しについてお答えします。

牛乳を含め、残量を減らすことはとても大切なことだと考えます。現在、牛乳の残量は極めて少ない状態です。

今後もメニューの工夫や食育を通して、家庭とも協力しながら、まずは飲めるようにすること、このことを第一に進めてまいります。

3つ目に、食事時間を長くする試みについてお答えします。

各学校では、慌てて食べることをしないよう、食事時間の十分な確保に努めております。発達段階や学級の人数など様々な状況がありますので、それらに応じた指導を続けながら、ゆっくりと食べられるよう学校とともに考え、工夫してまいります。

○議長（井野勝巳君） 古野君。

○1番（古野裕美子君） 答弁ありがとうございました。

給食委員会を通して、子供たちの様々な意見を通して、もっとよく配膳時間の考慮ができるかと思っておりますので、ぜひアンケートなどの実施などもお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

では、次の質問に行きます。

産後ケアは、国が少子化対策の一つとして力を入れ始めた制度で、昨今その重要性が注目されています。北方町でもこのすばらしい取組をしていることをぜひ多くの方に知ってほしいと思い、今回質問させていただきます。

この事業内容は、産後1歳未満のお母さんに対して、訪問型、通所型、宿泊型の3つのサービスができるものです。

日本産婦人科学会によると、産後のお母さんの10%が産後鬱を発症すると言われている中で、助けを必要としながらも、親の高齢化や共働きの増加、核家族化、地域のつながりも弱まっており、助けを求めにくい状況も原因となっております。

産後ケアはとてもありがたいサービスではあるのですが、私自身の経験や産後のお母さんとの話から幾つかの課題に気づいたので改善を提案します。

大きく3点あります。

1点目、制度がうまく伝わっていないこと、2点目、利用できるまでのプロセス、3点目、申請システムが複雑で煩雑であるという3点です。

1つ目の制度の認知は、母子手帳発行時に案内があるそうですが、産後ケアは産まれた後の話なので覚えていないという人が多く、認知度が低めです。それより、定期健診の際に毎回制度を分かりやすく案内してもらえたらと思います。

2つ目の利用できるまでのプロセスの問題ですが、産後ケアが必要なお母さんは、今すぐ助けが必要なほど精神的に余裕がありません。その状況で保健師の面談を予約し、判断利用許可を経たからというプロセスでは使いたいときに使えません。

赤ちゃんの発育・発達が正常かといった大きな悩みばかりでなく、日常の細々としたことまで気持ちを張り詰めて育児している中で、大事な赤ちゃんに何かあってはいけないと思って必死に頑張っています。心が折れそうな状態のお母さんにとって、予約して面談して申請するというプロセスは現実的ではありません。

そして、3番目のシステムも分かりにくく申請しづらいのです。

案内文書も文字を少なくして、イラストを用いて見やすく分かりやすくなるように作成してはいかがでしょうか。利用者さんからも産後間もない頃はやっぱり精神的に心が病んで弱いので、受けていいんだと思えるような書き方をしてもらえるとうれしいという意見がありました。

産後鬱はいつなるのかも分かりません。24時間付きっきりの初めての育児は全てが不安であり、どこで手を抜いていいのかも分かりません。2人目以降は赤ちゃんのお世話には慣れているもの

の、上の子の育児と同時に当たるため休まる暇もありません。また、2人目だから大丈夫というの言い切れません。

そんな中、お母さんたちは自分に無理をし、思いどおりにできないふがいなさに涙を流すこともありながら、自分のことは後回しにして必死に頑張っています。産まれる前に描いていたイメージはこんなものではなかったと耐える日々、もちろん我が子はかわいいのですが、寝不足が続いたり、思うようにいかないことが重なったりすれば、かわいいはずの我が子がそう思えなくなることも、私も経験しました。思っていた育児と違うのを味わってしまうと、2人目を産むことの恐怖がやってきます。

そんなときに頼れる場所がある、助けてくれる場所があるというのは大変心強いことだと思います。おいしい温かい御飯が食べられて、1人で静かに過ごす時間をつくってくれる場所、プロの方が見てくれる安心感がある場所です。休息だけでなく、今後安心して生きていくためのサポートでもあります。今つらい、今助けてほしいタイミングですぐ使えるようにすることが大切ではないでしょうか。子供を産む環境が整っていること、それはお母さんにとって何よりもありがたい支えなのです。

既にこの制度を導入している北方町は子育てに手厚いまちだと思いますが、本当の意味で困ったお母さんにとっての駆け込み寺となるように、お母さんが笑顔で子育てするために必要なときに必要な支援があることを求めます。子育てしやすい北方町をつくっていききたいなと思っています。

そこで3点質問します。

1つ目、今年の相談件数と利用数はどれくらいでしょうか。2点目、受入れ側の現状の課題はありますか。3点目、ニーズに合わせての利用へつなげる見直しの考えはいかがでしょうか。

以上3点よろしく申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 横田健康推進課長。

○健康推進課長（横田紀彦君） 当町の産後ケア事業についてお答えします。

1点目の御質問、今年度の相談件数と利用者数についてですが、本日までで宿泊型で1名の方が3泊4日、通所型で1名の方が5日間の利用実績となっており、相談件数も利用実績と同数です。

したがって、必要な方が必要なときに利用できるように支援しているということで御理解をお願いします。

2点目の御質問、受入れ施設側の現状と課題についてですが、宿泊型、通所型、ともに昨年度までは町内の産院1か所だったところ、岐阜市内の町内利用が見込まれる産院7か所を増やしまして、本年度から8か所となっております。なお、課題としては、受入れ産院施設の本来業務に支障のない範囲で空きベッドを活用して行う事業のため、希望する産院での受入れに限度があることなどが考えられます。また、訪問型は岐阜県助産師会に事業委託をしております。

3点目の御質問、ニーズに合わせて利用へとつなげる事業の見直しの考えについてですが、本年度より利用拡大のために受入れ施設を増やし、かつ利用者負担額も減額したところでありますが、利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を国のガイドラインに沿った形で図っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 古野君。

○1番（古野裕美子君） ありがとうございます。

ガイドラインに沿った形というので努力義務であるこの制度ですが、少子化で育児の様子を身近で見る機会も減り、子育てに不安を持つ女性も増えていると感じております。

今後ますます事業の重要性が高まっていく中で、周知不足の課題にはまず取り組んでいただいて、北方町に住む母親が安心して子育てをできる環境へと整えてほしいと願っております。

以上、ありがとうございます。

○議長（井野勝巳君） 次に、安藤浩孝君。

○9番（安藤浩孝君） それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、一問一答でお願いしたいと思います。

まず、イオンの問題でございます。

南東部開発事業の一つとして、地区計画、広域交流拠点エリア事業の目的として、民間活力を利用して「健康」「福祉」「農業と人をつなぐ食」の3つのテーマを掲げ、にぎわいを生み出す施設など複合的に整備するものを策定されました。

2020年（令和2年）5月29日、広域交流拠点施設事業プロポーザル業者選定委員会が開催されました。

同年9月14日、イオンタウン（千葉市）と基本協定が締結、事業計画概要として着工予定2021年、令和3年10月、完成予定2022年、令和4年秋、利用者数は年間想定480万人となっております。

町内外からオープン（開店）が待たれていましたが、予定の遅れること1年後の2023年（令和5年）3月7日、北方町並びに議会に対し、イオンタウンは当初の2022年秋から2025年、令和7年春以降に全面オープンの延期、つまり3年近い延期を示しました。

理由は、コロナ禍による経済への打撃でテナントの出店が難航、また物価高による建築費高騰などとしたものでありました。

その後、北側ゾーン1万9,625平方メートルには、家電量販店、店舗面積6,773平米が先行オープンしたところであります。

そこで、幾つか質問をしていきたいなと思っています。

まず1つ目、イオンタウン全面開業2年以上遅れていますが、改めて全面開業はいつなのかお尋ねします。

また、事前協議を含む許認可、大規模小売店舗立地法の基本的な流れ、そして今後の建築スケジュールなどについてをお聞きします。

1 問目、終わります。

○議長（井野勝巳君） 戸部町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、安藤議員のイオンタウンの開業ということでお答えをいたしたいと思います。

今御質問の中にありましたように、議会にも、私もですけども、これは一昨年（平成29年）の3月7日、議会で説明をさせていただく折に事前レクを受けました。

そのときには、7年の春ということ、これは議員も御承知のことだと思っております。

〔「春以降」の声あり〕

○町長（戸部哲哉君） 春以降ということで、そういうふうにイオンさんのほうから御説明があったとお聞きをしております。その事前に、私も同じレクを受けておりますので、そういうふうに私も承知をしております。

今回、議員からそういう質問をいただきましたので、あえてイオンさんのほうにお尋ねをさせていただきました。

正式なものではやっぱりお答えをいただけませんので、今、イオンさんのほうが答えられる範囲の中で今お聞きをいたしましたので、御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、オープンにつきましては、大変大ざっぱな答えでありますけれども、平成7年度というお答えで。

〔「令和7年度」の声あり〕

○町長（戸部哲哉君） 令和7年度中というお答えをいただいております。

次に、大規模小売店舗立地法の流れでありますけれども、第5条の届出につきましては、令和6年の秋頃、それから第7条の説明会、これにつきましては令和6年度の冬頃というお返事をいただいておりますが、これも正式な御返答ではございませんので、あえてお答えをするならば、そういう時期だというふうに受け取っていただければ幸いかなと思っております。

次に、建築のスケジュールにつきましては、来月7月頃から順次着工にかかるということでございます。

これはどこがということではなしに、遊水池の関係もありますし、いろんな部分で建物本体ということではなしに着工にかかっているということでございます。

既にボーリング調査は先月ですか、現地に入ってやっておるのは私もたまたま通ったときに確認をしました。ただイオンさんから、正式にこの着工の期日もいただいております。

いずれにしても、このプロポーザル以降、いろんな想定外の要因が重なったことで遅れておることは間違いのないこととありますし、現状も来年の春オープンというのは恐らく難しいんだろうというのは、これは誰が見ても分かることだと思っておりますが、先ほど議員からも御指摘がありましたように、このヤマダデンキ、これはイオンさんの事業というふうに認識をしていただくのが結構かと思うんですけども、私どもはイオンさんに全部土地をお貸しをもう既にしておりますので、この中でイオンさんがヤマダデンキさんと交渉をして、ヤマダデンキさんを誘致し

たと、こういうことでありますので、現実的には、イオンさんはもう事業を始めておると、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 今、町長の答弁では、令和7年度中というような御発言をされましたが、これは御存じですか。商工会議所、これは県のほうでも見られます。これはオープンになっています。これ、どうやって書いてあるのか知っています。

嘘でしょう、商工会から出ておって町長が知らんってどういうことなの、これ。

これは、イオンの株式会社S C企画本部、イイダさんという方が出してみえる。

かねてより計画してまいりましたイオンタウン岐阜北方の開業が2025年12月に決まり、計画内容について説明申し上げます。

これ、出ているんですよ。

これで、6月19日、来週水曜日、岐阜の商工会議所で説明会がある。20日、ソフトピア、大垣、これは店舗の説明があるんです。

そこまで進んでおって、町長、分からん、おかしくないか。もう出ているんだもの、かちっとしたものが。

オープンしますよって、そうしたら町長はうそをつかれておるんやないですか、そういうことなの。

いや、待ってください、まだいっぱいありますよ。

これはもう1週間か2週間前に出ているんですよ。

本当に御存じないの、商工会議所ですよ、これ。商工会議所にはオープンを言って、肝腎要の北方町に何も連絡がないですか。全く理屈に合わない、おかしい、これは。

まずそれから、聞きますが、続けてありますけど、この開業、町長においても随分確かに振り回された感があったかなと思っています。

広報「きたがた」元旦1月号、町長年頭挨拶、新年あけましておめでとうございますから始まるその中で全文そのまま読みますが、イオンタウン株式会社による本体建設工事は、コロナ禍や資材価格の高騰などの影響を受けておりますが、最近の情報では、令和7年春の開業を予定しています。

つまり、来年の春ですよ。

だから正月には、令和7年春。もう1年ないですよ。こういったことを広報「きたがた」に出してみえる。これまたフリーペーパーmintoupなどにもいろいろところで発信をされています。

ところが、今年4月の広報「きたがた」4月号、町長のつぶやき、コラム欄、これも読ませていただきましたけど、これらからは一步後退して、令和7年度の開業ということで、これから察すると半年以上が延期されたということになるんですが、このいろんな正月、それから今回のこの時期においても、いろんなところでやっぱり皆さん町民は戸惑ってみえる。期待があるからで

すよ。このイオンタウンに期待があるから、町長、何や知らんが春にできると言っただけで、また今度、その年度中やと。またちょっと遅れておる、これ一体全体どうなっているねという話がもういっぱい蔓延していますよ。皆さんが注目しているんですよ、このイオンタウンは。

だから、これはやっぱり町長の責務としてしっかりと町民にも、ましてやこんなものが出ていますから、こんなものが出ておって、年度中なんていう答弁は全くおかしいですよ。商工会だよ、商工会。連携を取っていないの、商工会と。商工会が知っておって、何で町が知らないの、こんなこと。これはおかしい話ですから、これはやっぱりしっかりと話をさせていただいて、せなあかんと思っています。

それからとある情報によりますと、あと町長はこんなのを知ってみえる。

d o d a、知ってみえますよね。求人募集する d o d a。求人募集。

この中を見ると、恐ろしいことが書いてあるんですよ。

4 ページ目。これ、名前は言えませんが、大手の中古車販売会社。ここが求人募集で今年ずうっと営業をやるところが出ていてその中で2025年2月予定、豊橋整備工場、その下に、岐阜本巣北方整備工場が出ていますよ、これ。これはひょっとしたら先行オープンする予定じゃないですか。私はどことは言いませんけど、大手の中古車。

多分、町長はうなずいてみえるんで、どこやとって大体知ってみえると思いますが、これはどうなんですか。こんな話もあるんですか。これに出ているんですよ、オープン。誰でも見られます。誰かに聞いた話ではないです。これが嘘をついておるんなら知りませんよ。これで出ているの。

だから、さっきも話をしていたけど、町長は何かあれじゃないですか、もうほとんど知ってみえるのに、まだ年度中だとか、そんなことばかり言ってみえるんやないですか。

これ、2つ今積み重ねを言いましたけど、その辺り、再度お聞きします。

○議長（井野勝巳君） 戸部町長。

○町長（戸部哲哉君） 先ほども申し上げましたとおり、イオンさんからの確実なる情報であればですね。

〔「商工会で設定している」の声あり〕

○町長（戸部哲哉君） 商工会のことは、ちょっと私、承知をしております。

しかしながら、その来年春オープンというのは、そのホームページとかいろんなところに出ています。それは出ています。あちこちで出ていることは承知をしておりますが、ただ先ほども申し上げましたとおり、一昨年3月の時点では、令和7年の春、これは私もそういうふうにお聞きをしております。

それで、それが修正されたのが現実的にはこの春頃、ちょっと遅れますと。そういうことはお聞きをしておりますが、ただ正式にオープンがいついつということは、イオンとしてはどうしても言えない。いろいろ手続上、都市計画法の中の手続上で思わぬ、手間取っているところもあるようですし、また出してすぐ返事が来るところもないので、そこの調整の中で若干遅れていると

いうことはお聞きをしております。

先ほども申し上げましたように、こちらから問いかけても、正式なお答えは今ではできかねますと。ただ一生懸命今準備をして、一日も早いオープンを目指しておりますので、どうか御容赦ください。そういう御返答でございましたので、この場におきましては、先ほど言われました、ここが来るやないかということも、私の口からは今申し上げることはできませんので、個人的なお話なら後で少しはさせてはいただきますが、公の場でということは少し控えさせていただきますので、御理解をいただきたいところです。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） いや、これ、商工会の全国ネットで誰でも引けて見られるんですよ。具体的に会社名、イオンタウンのイイダさんと書いてある。この方がもう12月にオープンやと言っておるんですよ。テナントを募集しているんですよ、もう既に来週から。

それがこれだけ商工会と連絡が密なところが、商工会が知っておって、北方町は知らんという、そうは信じられん。そうじゃないですか、本道からいったら。

そんなようなことで、町長、イオンのことだからという話もされたんですが、今日は基本協定を持ってきました。

この中の10条3項、出ています。基本協定の10条3項、当然御存じだと思いますが、事業代表企業、これはイオンのことですね。定期的に本事業の実施の状況に関して本町に報告するものとし、本町の要請があったときは随時報告を行うとされているんです。

だから、北方町がどうなっているんですかと聞けば、速やかにこれは答えるのは、これはイオンの仕事ですよ。だって、基本協定を結んであるんだもん、これ。もっとどんどん積極的に聞いてもらえばいいんじゃないですか。そして、町民にお話ししてもらえば。これは基本協定を結んでいますよ。

だから、町長は今まで聞いた話の中で、広報「きたがた」、フリーペーパーmintoなどに説明をされておるわけでありませう。

それで、架空の話をしておってもいかんのですが、この中古車販売、先行オープンは全く御存じないということでもいいですね、先行オープン。中古車大手の会社が先行オープンするということは全く聞いてみえないということでええの。町長に、さっきの続きだもん、これ。その辺をお聞きしたいことと、それからもし仮にこういった中古車の大きな会社が入ってきたら、事業内容、事業計画、ことごとく変わりますよね。

色を塗っておったやつが黒から白色に変わるんですから、当然ね。ステーキを頼んだら、知らん間にギョーザやチャーハンが出てきた、そういうことになってしまいます。

いやいや、首をかしげているけど、そうじゃないですか。

いやいや、だから議会に話をした。していないでしょう。

だから、その辺りお聞きします。

これ、二元代表ですから、やっぱりいろんなことを説明してもらわないかん。その辺りを含め

てお願いします。

○議長（井野勝巳君） 戸部町長。

○町長（戸部哲哉君） 先ほども申し上げましたとおり、あくまでもこれは町の事業ではございません。イオンの意向として、おっしゃるようなことが進んでおることは承知はしております。

承知はしておりますが、今回あえて議会から質問を受けるということで、どこまでお話をさせていいのかをイオンさんと協議をさせていただいた中で、確定がしていないということで、あくまで確定ですよ。確定がしていないということで、今、名前とかそういうことを出してくれるのは困ると。そういうことでございますので、あくまでこれは企業さんのほうを立てて、こういう答弁しかできないということを御理解いただきたいと思っておりますし、そのことが商工会のほうからこちらに連絡があるのかないのかということは、ちょっと僕も把握をしておりませんし、それが義務があるのかどうかもちょっと分かりませんが、基本的には、私はイオンさんと接触したのは昨年の3月、それ以降は職員間の中ではやり取りはしておりますけれども、これは事務的な話とかそういった部分でありまして、正式に話があるのは決まったことしか僕には連絡はございません。決まったことしかありません。こうなっていますよという話は聞いても、イオンさんからは、私のほうには一切そういう話はございませんので、聞いた話の中でしか申し上げられませんけれども、聞いたか聞いていないかということに関しては聞いております。

聞いておりますが、ただこれがいつオープンだとか、どこの会社だとかということは、今は申し上げられませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 本当におかしな話です。

連絡密の商工会のほうに、このように公に日本全国に発信しておるにもかかわらず、北方町が分からん、また年度中。そんな話は通用しませんよ、そんな話は。

そうなってくると、今の話ですけど、職員が町長に情報を入れなかった、これが一番悪いやないですか。何で入れなかったんですか、こんな話を、大事な話を。これはおかしいですよ。はっきりうたってあるんだから、これ。これがうそということになりますよ、イオン。抗議の電話をしますよ。こんなもの知らんよと北方町が言っておるよという話になりますよ。これは大変なことになりますよ、この話は。

これは商工会ですから、県のやつからもリンクして、全部県のほうも出ていますよ、これ。これは駄目ですよ、そんなことは。

それなら、ぜひその辺をしていただきたいなと思っております。

次に、建築スケジュールのほうも、大手の何やら市の中古車の会社も来るのかどうか、それもちょっとよく分からんということですね。

〔「御想像のとおりです」の声あり〕

○9番（安藤浩孝君） 御想像でいいですか。御想像の会社でもいいんですか。

〔「はい」の声あり〕

○9番（安藤浩孝君） それなら、間違いなく来るということで。

それでは、ただいま2つ目の質問に行きます。

イオンタウンとの整備事業基本協定書事業用の定期借地権設定契約書の締結日はいつ行われたのか、お聞きします。

それから、賃貸借期間の開始年度はいつなのか。それから契約満了期間はいつになるのか。それから、前払い賃料を除く残余の土地の賃料年額は幾らになっておるのかをお聞きします。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） それでは、私からは2つ目の御質問にお答えします。

イオンタウンとの各種書類の締結日についてであります。まず基本協定書の締結は令和2年9月14日、事業用定期借地権設定契約は令和4年8月29日となります。

また、契約の内容についてであります。賃貸借期間の開始年度は全面開業時としております。

また、契約の満了期間は25年。

そして、前払い賃料を除く残りの土地賃料年額は約2,400万円となりますので、よろしくお願ひします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 令和4年8月29日にイオンとの事業用の定期借地権が締結されたということですね。

全面開業してから25年ということですね。

それから、前払い分を除く残りの地代が2,400万円、これが25年かかって支払われると、そういう理解でよろしいですね。

イオンとの借地料の前払い分として、これは決算書を見ましたけど、令和2年度が8億6,100万円、令和3年度が5億3,900万円、令和4年度が8億3,300万円、合計22億3,000万円ほどが、これが収入済みということになっておりまして、これが土地取得、造成工事のほぼ79%、残りの約21%が6億円何がしかが今おっしゃられた25年の賃料で賄うということでもあります。これを除いた分が2,400万ということでありました。

そこでお聞きしますが、土地の賃料、地代、貸付収入の現状は今どうなっておるのかということをお聞きします。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） 土地の賃料の収入につきましては、現在は入っておりません。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 今、入っておられんということをごさうとご言われましたけど、なぜ入っておられんのでしょうか、お聞きします。

○議長（井野勝巳君） 宮崎環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） 先ほども申しましたとおり、賃貸借期間の開始年度を全面開業時としております。約80%の金額については、前払いとしても既に収入はさせていただいており

ますが、残りの残額につきましては、イオンタウンが全面開業してから25年で返済していただくという形で考えております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 賃貸借のここ、持っていますけど、これをちょっと読みますね。

乙は、これはイオンですね、賃料の額から前払い賃料の年額換算額を減じた残余の額の当該年度分を甲の発行する、これは北方町ですね、納入通知書に記載する納付期限までに支払わなければならない。ただし、初回については本契約が成立したときに支払うと出ていますが。この辺、整合性はどうなんですか、お聞きします。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） 一番最初の令和4年8月29日に締結しました事業用定期借地権設定契約においては、そのとおり記載してありますが、さっきも申しましたとおり、イオンタウンのスケジュールが遅れることによって、その開業年度も遅れていくという中で、この事業用定期借地の設定契約について変更の覚書を締結しております。そちらにおいて、全面開業時まで年額の賃料については先延ばしにするという記述で対応しております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 今、御答弁いただいたんですけど、ということは、私が持っているこの事業用定期借地権の設定契約書というのは間違いということですか、これ。

〔発言する者あり〕

○9番（安藤浩孝君） これを変更した、覚書に。それは度々延期、延期ということが続いているから、それで覚書で書かれたということですか。

○都市環境課長（宮崎資啓君） そうです。

○9番（安藤浩孝君） そういうことですか。

そう言われてしまえば、あれだよ、あくまで僕は契約書のことを言っているんだ。過去のことを言っているんだから。合っておるでね。何も間違いじゃない。

そうですか、それはそれでいいんですけど、私たち北方町が本当に地権者の方に土地を提供していただいて、こういったことをやっているんですが、先ほどもヤマダデンキが2023年、令和5年、これ、開店しますよね。その前の工事で含めると2022年の秋ぐらいから工事をやっているんですよ。つまり、ヤマデンの土地、北側のゾーンについては、もう占有をしてみえます、事実。

それで全面開業までというのは、これはいかなることでも、ちょっと僕は理屈的に合わないんだけど。もう占有しているんだ、北側は。あともう全部占有と一緒にじゃないですか、北方町が何かできるわけじゃないんだから。

その辺、こういった覚書、どうなんですかね。ちょっと私は納得できませんが、最後に答弁。

○議長（井野勝巳君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

○議長（井野勝巳君） 再開いたします。

宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） すみません、私の言葉足らずだったかと思いますが、事業用定期借地を設定させていただきまして、当初のスケジュールから遅れたことにはなりますが、そこについて賃貸料等を減らしたわけではなく、開始時期が延びたというだけのことで、金額的に何か変わっているわけではございませんので、そういった御理解だけよろしくお願いいたします。

○9番（安藤浩孝君） 終わりましたので、次の質問に行きたいと思います。

3問目は、事業収支、「健康」「福祉」「農業と人をつなぐ食」のコンセプトを軸にした事業方針、事業内容、施設計画について、変更等々あるのかどうかを含めてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 戸部町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、お答えをいたしたいと思いますが、事業方針と内容ということについて質問いただきましたけれども、当初イオンタウンさんとプロポーザルの中で、そのコンセプトは「ツナグガーデン北方」ということでございました。

これは地域で暮らす人も広域から訪れた人も、誰もが地域の自然や食のよさを体感し、健康づくりや運動、食べることを通じた交流を楽しみながらつながる新たな活力の場として3つの要素を提示され、それが広域交流拠点の3つのテーマと連動をしておるということでもございました。

具体的にいきますと、1つ目は、フード&コミュニケーション、農業と人をつなぐ食を軸とした交流の場ということで、関連施設としてスーパーマーケット、これは地元産の商品ですとか産直コーナー等を設けていただけるということでございました。また、専門店では地元の飲食店、食物販、フードコート等が入る予定となっております。

また、2つ目は、スポーツ・ヘルス&コミュニケーションということで、健康、福祉を軸とした交流の場としておりました。関連施設としては、フィットネスとかピラティス、整体等の専門店等は考えているということでもございます。

そして3つ目は、アクティブフィールドということで、個性を持った多様な広場による交流の場ということで、サッカー場なども提示されていたところでございます。関連施設としては、また芝生広場、あるいはドッグラン、そんなようなことが上げられておりました。

今回大きく、またいろいろな流れの中で変更されたということではありますが、これも安藤議員から議会で質問を受けたということで、実際どうなんだということをイオンさんにお尋ねをさせていただきました。

現状、イオンさんのほうから御回答をいただいたそのままでもございますけれども、これでお伝えをしていきたいと思っております。

現状では、ホームセンターあるいは中古車販売店等が計画をしておるということでもございます。

これは開店時の案と今の案ということでもございまして、開店後は顧客ニーズや社会動向に対応

した施設や設備のリニューアルや各店舗の入替えなどは、これはまだまだ流動的、それは変わることはあるということでございます。

いずれにいたしましても、新たなにぎわいの創出の場として地域の方々から大変注目をされておりますので、広域から多くの方が訪れるとともに、住民の日々の暮らしに寄り添い、地域の生活に寄与する施設として、早期に全面開業していただきたいと私も切に願っておりますので、ここは安藤議員と全く同じ考えを持っておりますので、イオンさんのほうにまたお願いをしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（井野勝己君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 改めて3つのコンセプト、「健康」「福祉」「農業と人をつなぐ食」、事業方針、施設計画、事業内容。最初、御答弁いただいたのは、そんな流れの中でいろんな事業内容をおっしゃっていただいたんですが、どうも今大手の人気のホームセンター、大手の中古車販売店などなどということで、最初私が見ましたときに、私もプロポーザル、私、当時議長でしたので、2人で参加しましたとき、もうわくわくするようなものであったことは、誰もがそんな感じを受けたわけではありますが、どうも今の話を聞いていると、このプロポーザル時への提案書から大きく変更がされておる答弁だったというふうに私は思っています。

申すまでもなく、広域交流拠点事業、これは都市計画のマスタープラン、これに基づいて、地域再生計画の中からつくられた、創出されたもので、提案条件の幾つかを付した公募プロポーザルによって事業者を選定したわけであります。

その条件の一つに、くどい言い方をしますが、この3つのテーマの融合の複合施設であると。地域産業の振興、雇用拡大、活性化、それに伴って人々が集まるにぎわい、活力の場、そしてまた目玉であった天王川の水辺を生かした国交省のかわまちづくり、高齢者の方やらどなたも安心・安全に利用できる施設であって、それからこれも再三お聞きしましたが、事業敷地面積の10%以上広場や緑の空間を確保する。これらの幾つかのことは、これはイオンと北方町の契約であります。これは約束であります。それをしっかり遵守していただくことが、私はこの事業の一丁目一番地だと思っておりますよ。

そこで、いろいろとお聞きをしていきますが、基本協定11条の1項、このように書いています。

事業代表企業、これはイオンですよね、事業計画に基づいた事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ書面により本町と協議をし、本町の承諾を得なければならない。

また、2項には本町は事業内容の変更を要求することができる」と記されています。

となりますと、大幅に変更ということになると、北方町はこれらのこと全てについて承諾をされた。実行の手續、行使をされたのか、これはちょっと違うんじゃないのと、さっきも言ったけど。ステーキがいきなりギョーザに変わってきた。これは違うでしょうと、私たちはステーキを求めていたんですよということで、明らかにこれは違うんです。

基本協定に11条の1項、2項にこのように書いています。

この辺のことを含めて、こういった行使をされたのか、イオンさん、ちょっと違いますよと、

声を荒らげて言われたのか、この辺もちょっとお聞きをしたいと思います。

次に、今、大手の中古車販売会社、不確かな情報であります、次に大手のホームセンター出店等も漏れ伝わってきますが、これが本当に事実ならば、この3つのコンセプトとどうつながるんでしょうか。これは福祉とどうつながるんでしょうか。大手中古車センター、健康とどうつながるんでしょうか。農業と人をつなぐ食、これも全くつながらないと私は思いますよ。100人に聞いても100人ともつながらんと言いますよ。

これは本当に地権者の皆さんに先祖代々大事にいただいた土地を、本当に譲っていただいた北方町のためになるからということ譲っていただいたんですね。ましてやこれは農振を外して、税金、公金を使っています、これは、一時的にいただいたといっても使っていることは間違いないですから、そうでしょう、これを使って進めてきた地域再生計画とは全く私は、乖離したものと今なっています。

町が全て承諾したということは、私は一民間会社、一イオンに力を貸しただけ、単なる私は、これは公助であろうかと思っています。

本当にこんな形でどんどん進めていっていいんですか。イオンがやっていることだからよく知らんよと。開業日もよく分からないんだと。こんなことでは駄目ですよ、町長。

とある新聞にこんなことを書いていました。僕、ちょっといかななものかと思いましたが、これも、これが出ていましたよ。

これは岐阜新聞やったかな、あれ、北方イオン開店延期、2023年3月8日、これは記者会見しましたよね。我々議会も出ました。執行部も出ました。イオンが来て説明しました。

このときの一番最後に、担当課のコメントが載っておるんですよ、これ。同課の担当者は、町が目指しているにぎわいの創出に合致するものができればいい。どうですか、これに合致するだけで本当にいいんですか、これ。

これは今言った3つのコンセプトがあって、それからそのベースの上のにぎわいだとか活性化、それが乗るんですよ。最初からこんなもので、これでいいんじゃないのなんて言っているんですけど、本当にいいんですか。

となると、我々議長と2人でやりましたよ。点数もつけました。私、高評価をつけましたよ。これ一体全体どうなるんですか、全く無視じゃないですか。これは駄目ですよ。こんなやり方でどんどん進めていっては私は駄目だと思いますよ。

だから、私、これ、声を荒らげて言うわけじゃないですけど、町長、総括一回しましょうよ、これ。こんな展開が変わってきたら、一回総括せないかんと思いますよ。

それから議論を含めて、やっぱりこの方向性しかないよねということなら、それはしようがないと思いますよ、それは。

だから、一回我々にもその話をしてもらって一回議論せないかん。だって何も報告ないの。我々、頭に描いた最初の絵だけです。そこから全然進んでいない。どうでしょうか、その辺りを含めて3点ばかり、今お話ししました。答弁してください。

○議長（井野勝巳君） 戸部町長。

○町長（戸部哲哉君） おっしゃることはごもっともなことで、私も心の中では同じような意見を持っておりますが、プロポーザルの時点と現状ではやっぱり予期せぬ、一番はコロナ禍、それからあとロシアのウクライナへの侵攻、そういったことで輸送コスト、それからエネルギー、それから建築コスト、これらが上がったということは御承知だと思います。

コロナでいろいろ出店とかいろんな部分で苦労もされたことも、これも御理解がいただけるんだろうと、私もこれは理解をしておりますが、そういう状況の中で、実際にはプロポーザル、これはイオンさんしか来なかったということは御承知のことかと思えます。

これが10社も20社も来て、取り合いしたようなところであれば、こちらも強気には出られたのかも分かりませんが、現状では、あそこを町が土地を取得して、造成をして、イオンさんにお貸しをした。ある意味私はコロナがもう一年早かったら、これは全部飛んでいた話なんで、逆に言うとイオンさん、よくここまで形をつくってくれたなあ、そういう思いをしている中で、正直申し上げて、強いことが言えるのかどうか。どうしてもこういう形にしてほしい、しなきゃ駄目ですよということを言って、現状、やはり企業ですから、採算が合わないようなことは、これは到底無理な話。

逆に強いことを町が言って、もうとてどもこれはできませんよと、もうこの話はやめまじょうと言われたときに、これは御承知のとおり、ほとんどイオンさんにお金を出して、出してというか、そっちの資金でやった事業でありますので、当然その元に戻すようなお金もありませんし、また地権者の方から借り上げた土地をお返しするわけにもいきませんから、これはある意味やむを得ぬ部分の中で進めてもらうしか仕方がない。

そういう中で、今、先ほども申し上げましたこの3つのコンセプト、当初のプロポーザルのその意味合いだけはしっかりと今守っていただいている。

ただ、当初のとおり、本当に今言われた夢みたいな施設ができるんだ。すごく期待をして、これは私もそうですし、北方の町民皆さんそういう思いの中で、イオンさんの動向を見守ってきた。

今何回も申し上げますが、時期が悪かった。ここをやっぱり酌んであげないと、もうからんところにもうからんことを進めるようなことは、やはりどうしたって相手に対してできない。

これを進めることによって撤退というようなことが万が一起きれば、これは町にとって大変な損害になります、こちらから言えばですよ。契約を盾に、だからこうじゃないか、それはお気持ちはずごく分かります。言われることも全く間違っていないと思えますし、私も同じ思いは心のどこかにあります。

しかしながら、さりとしてそれを強引に言うてみても、それがどうにかなるか。

もう一つは、今そこに進出してくる者がいないのを引っ張ってこい、引っ張ってこいと言うわけにも、これもかなり無理があると思えますので、ここはイオンさんの方向、方針、こういうところの中でできるだけ町の要望を入れて、最小限でき得るところまで、ここまで今来たのかなという思いの中で、恐らく来年度中には。

〔「12月」の声あり〕

○町長（戸部哲哉君）　　そうですか。

いや、来年度中と私は聞いておりますので、オープンをしていただけると。

そこの中でまたイオンさんがいろんな部分でオープン時からいろいろ考えていかれると思いますので、それは期待をしたいと思っておりますし、やはり造っていただく以上は、町民の皆さんが喜べるような、そんなところも取り入れていただいて、それは強く要望していきたいと思っておりますので、何とか御理解をいただいて、静かに見守っていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（井野勝巳君）　安藤君。

○9番（安藤浩孝君）　これ、町長、結構情に訴えるようなことを言われましたけど、これは行政の自治体と会社の契約なんですよ。それは、町長は不動産会社をやってみえたので一番よく分かってみえると思います。契約なんです。契約でそんな甘い話なんてないですよ。個人個人なら別ですよ、個人個人が、僕が政策財政課長と仲がいいので、ちょっとゆるゆるにしたろうかと。これはありますよ。浪花節的なことは。

これは会社と自治体の契約ですもん。それはちょっと、十分お気持ちは分かりますが、それを言っちゃあ、それは全てこうなっちゃうんですね。だから理解してくれ、理解してくれと。それでは僕はないと思ひますよ、はっきり言って。

いや、まだ続きます。

それで、私、それとちょっと御答弁いただけなかったんですけど、何にも議会に対してそんな様相が変わったよ。100%、200%方向転換したものになるよ。これはひょっとしたら本巢のイオンタウン本巢になるよと、私はもうはなから思ひます。間違いなくああいう感じになるでしょう。

最初に言っておったイオンスタイルが来るとかいう話も多分ないでしょう。それはビッグなのか何か分かりませんが、まるっきり違う。

それならそれで一回議会には話ししてくださいよ。何にも話がないじゃないですか。そんな様相が変わったという話は。肝腎なことは別にいいですよ。どこのこの大手の中古車会社、僕もここまで出かかっていますけど、言ひませんが、そんなことはいいんですけど、こんなふうにならと変わりましたよと。それはやっぱり必要やと思ひますよ。

全然、こういった一般質問の中で今聞いただけの話で、それは駄目ですよ、やっぱり。かちつとしたものを決めておいて、全く違ったものができてくれば、それはやっぱり駄目だと思ひますよ。

だから僕は一回議会の今回議会は閉じますが、9月でもいいんですけど、やっぱりしっかりとこういった今委員会がなくしましたね、これ、たしか南東部開発。なくしたのはいかんですけど、全員協議会になるか分かりませんが、きちんと一遍話合ひをしましょうよ、これ。このままずるずる行って、いや、今度これになったよ。それは納得できませんですよ、議員としても。町民の皆さ

んにも話をしてお約束しているんだから。だって全くコンセプトが違うんだから。だから違ったら違ったでいいんですよ。大変苦勞して難しかったと。それなら、こういう方向性で今度行きましょうねと。それはやっぱりやらないかんと思う。手順をやっぱり踏まない。手順を踏まずに、いやあ、コロナで大変やった。そんな話では、それは町長、通用しませんよ、これは。違いますか。答弁。

僕、まだ2回で、あと1回あるでね。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） おっしゃることは至極当然でありまして、議会のほうに報告をさせていただきたいということもイオンさんのほうにお願いしておるんです。議会のほうに報告ができることができたらやってくださいということをお願いしております。ずうっとお願いしています。

ただ、イオンさんのほうは、それがやっぱり独り歩きをしていくと、また変更したときにどうしてもまた修正をしなきゃならんということで、さっきも申し上げましたように、本当の最終確定がした中で説明をさせてくれと。これは私もですから受けておりません。私もしゃべっちゃうほうなんで、聞かせていただいております。

ただ、何となくそのニュアンス的の中のことには分かっていますけれども、またそれも変わる可能性があるので、イオンさんとしてはそれをやっぱり今公にしまうと、また変更、変更、延期、延期という話になることを恐れて、議会のほうにももう少し待っておってくれと。

そういうことですので、安藤議員のおっしゃられることは、私も当然当たり前のことでありますし、すごく気にかけておりまして、イオンさんのほうにもお願いをずっとしてきました。

そこは、そのことが伝わっていないのは、それは申し訳ないかなとは思いますが、そこは御理解をいただきたい。

ですから、きちっとしたものがない限り、やはり説明ができない、そういうこと。それが確定した時点で議会のほうにお示しをしていただくようお願いをしておりますので、もう少しお待ちをいただきたい。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 今、町長は大変苦しい答弁をされたと思います。

本当にこういった事実を積み上げていくとこれは駄目ですよ、やっぱり。

だから、僕は別に大手の中古車はええと思いますよ。また、いやいや、本当ですよ。こんなふうに本当に思っていますよ。

いやいや、本当やって。ファンなんやって、僕は。前、利用したの、あの会社は。

そうなんですけど、それからあとホームセンター、これも非常に期待がある、人気があるところですよ、これ。若い人が、特にあそこならいいんじゃないの、お父さんと私は娘から言われましてけれども、それはそれでいいですよ。

僕はそんなこと言っておらへん。その前にやることがあるでしょうと僕が言っているの、町長。これはもう絶対守ってくださいよ。

僕はいちゃもんをつけておらへんよ、ホームセンターはあかんとか、そんなことは。ただ、その道中が全くなされてないから、これは駄目ですよと。ある程度こういう形で変わってきたんだから、それは一遍ちょっと話合いをしましょうよと。その時間をぜひつくってくださいよ、これは、ぜひ。

[「はい」の声あり]

○9番(安藤浩孝君) もうちょっと。

最後やで、もう一つ。

それで、最後に言うておきますが、これ基本協定の第10条に、頭にこれを書いてあるんですよ。事業代表企業、イオンは事業提案書に基づいて本事業を実施するものとしっかり書いています。本当にこれは契約書を遵守することが、私は北方町のこれはマストフラッグだと考えています。こういったことを壊したり、横に置いて進めることは、私はちょっと忍び難い、議員として。このまま進めていったら駄目ですよ、町長、しつこいですけど。

最後3回目、ちょうど時間となりましたので、答弁でお願いします。

○議長(井野勝巳君) 町長。

○町長(戸部哲哉君) 十分おっしゃられることは理解をしておりますので、そのように努めていきたいと思っておりますので御理解いただきたい。

○議長(井野勝巳君) じゃあ、午前の一般質問はこれまでとして、午後は1時30分から再開いたします。よろしく願いいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時27分

○議長(井野勝巳君) じゃあ再開いたします。

午前に続きまして、安藤浩孝君。

○9番(安藤浩孝君) それでは、午前に引き続きまして2つ目の質問をさせていただきたいなと思っています。

私たちのまち北方は、北西部に越美山地の美しい山並みを仰ぎ見、主峰能郷白山を源とした根尾川は、山々の清冽な水を集め豊かな水資源を流域に与えてきました。根尾川は根尾谷から平野部への出口、本巢山口以南の底地に大量の土砂礫を洪水のたびに運び堆積、広大な扇状地を形成。北方町はこの扇状地の先端部に当たり、柱本・高屋地区では伏流水の水位が高く、かつては水田の至るところから河間となって水が湧出、夕べが池では自然湧水が満々と水をたたえていました。

根尾川から取水した歴史ある席田・真桑用水等の利水が五穀豊穰の美田となり、美濃米を生産してきました。また、農業以外にこの地域はこれらの水の恩恵を最大限に受け、造り酒屋、みそ、しょうゆなど派生した新たな産業によって発展を遂げました。水は今も昔も私たちにとっては生きていく上で欠かすことができない限りある資源であります。

さて今日、社会経済の急激な変化によって田畑の宅地化など、涵養量の減少、地下水の低下、

地下水の枯渇、水質汚染、地盤沈下などの問題が起きております。

そこで、幾つか質問していきたいなと思っています。

1 問目、北方町豊かな水資源、地下水保全と持続可能な地下水利用についての向き合い方の考えをお聞きいたしたいと思ひます。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、地下水の保全と持続可能な地下水利用についてということで御質問をいただきました。お答えをいたしたいと思ひます。

北方町は、今おっしゃるとおり根尾川の扇状地先端付近に位置をしております、今でこそ土地地区画整理等によって宅地化をされておりますが、かつては田んぼの至るところで河間となって水が湧き出ておりました。そのことから地下水が豊富な地域であると認識をしております。

また、日本の公共水道の水源の約7割は河川やダム湖、湖沼などの地表水ですが、北方町の水道水源が井戸水であることからして地下水が豊富であるということを実証しているものと私は思っております。しかしながら、この地下水は北方町の行政区域内だけで流れているものではございません。北方町を流れる地下水は北側の本巢市に位置する涵養域を上流として流れてきて、南側の岐阜市や瑞穂市に流れ出ているものと推測をされます。

また、河川水やその伏流水も同様に上流から下流に向かって流れているものであり、これらの水資源は上流から下流に位置する多くの自治体で共有しているものだと考えております。そのため、地下水をはじめとする水資源の持続可能な利用については明確な具体策を見出すことは難しいかもしれませんが、水資源を共有する自治体が連携して対応することが最も重要であると考えているところでございます。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 今、町長のほうから、こういった水資源に対して、地下水に対しての姿勢、向き合い方、今基本的なことを答弁していただいたわけではありますが、もう少し、ちょっとこの問題について議論を深めていきたいなと思っています。

国は、2014年に水循環基本法を発しております。この法律では、地下水は国民共有の貴重な財産、資源であること、公共性の高いものであることに鑑み、水についてはその適正な利用と一体的な管理が行われること、全ての国民がその恩恵を将来にわたって享受できることが確保されなければならないとしております。

2019年に「地下水マネジメントの手順書」というのが発表されています。

地下水保全の環境、持続可能な地下水利用、地域づくりなどが上げられていますが、本町ではこの辺りについての取組、過去についての取組、それから今後こういったことについての取組があれば具体的におっしゃっていただきたいなと思っています。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） すみません、聞き漏らしましたが、その法律についての取組ですか。

○9番（安藤浩孝君） 法律でどのように運用していくのかという取組。

今の水基準書、それから地下水マネジメント、いろいろあるんですが、それで北方町はどのように取り組んでいくかなということです。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） 基本的に、ちょっとその資料を今持っておりませんので、内容について詳しくその法律についてちょっと知識不足で大変申し訳ないとは思っておりますが、基本的に先ほども申し上げましたように、一番の問題は地下水が枯渇するかどうかということだろうと思います。こういうことに関して町としてどういうふうに取り組んでいくかということの質問だというふうに理解をしてよろしいですか。

基本的に先ほども申し上げましたように、当然この地下水をくみ上げることによって水が枯渇するようなことがあつては、これはやっぱり事前的にその策は講じていかなくてはならないと思っておりますが、現実には大量な地下水によって、私もこの地に60年以上暮らしておりますけれども、いまだかつて上水、それから私もずうっと井戸水をくんでおりましたけれども、枯渇したことがないというふうに認識をしております。

そういう中で、それほど神経質になって今この北方の地下水について勘考したことはないということでございます。これは多分議員さんも同じ認識であろうと思っておりますけれども、ただ現実的に、今農業用水であるとか明治製菓であるとか、それから今度プレミアムウォーターさんが進出してきた中で恐らくそういったことを御心配なされておるんだろうと思っておりますけれども、これについても当然ながらどの程度の水量、そういったものも吟味しながらやってきたという経緯もございまして、現状ではこの北方の地は水は豊富であると、よほどのことがない限り枯渇はしないのではないかな、そんなふうには思っておりますので、いずれにしてもここの地はその法的な事項については除外されている地域だと認識をしておりますけれども、特別に契約の事項の中に盛り込まなくてもいいようなことは認識をしておりますけれども、そういったことで特別なことはしておりません。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 町長のほうから60年近く北方に住んでおると、枯渇の心配やらそんなことは全くないと、水は豊富であるというようなことを今おっしゃったんですが、これは具体的にデータで水が豊富である、枯渇はしない、そういった根拠があれば、ファクトがあればお聞きしますが、多分持ち合わせがないと思います。それは私も分かりません、地下のことですから、あるのかどうかというのは。だから、これは不確かなことかも分かりませんし正解かも分かりません。これは誰にもジャッジすることはできないと思います。

そこで話を進めていきますが、北方町の水道ビジョン、これを見させていただきましたけど、先ほど町長もちょっと言われました。地下水の涵養だとかその辺に全くこれは触れていないですよ、地下のこと触れていない。地上の部分だけを言っているだけの話で、これではやっぱりちょっとビジョンとしては私はちょっと不十分ではなかろうかというふうに思っています。まず聞いてください。

それからちょっと熊本の話をしますが、熊本県、御存じですよ、台湾の大きな半導体の会社が来ました。今、真水、きれいな水が大量に要ということで、今熊本はすごいですよ。熊本のこの地下水条例を見させていただきましたが、各市町が一生懸命取り組んでいます。そのぐらい危機感を持って、熊本、阿蘇の水、大変豊富な水と言われてはいますが、それでもしっかりとした取組を今しています。

そんな中で、北方は水は豊富やで大丈夫やと、そんな枯渇も60年生きているけど、そんなもん未来永劫あらへんよというのは、根拠があっておっしゃるなら、私もああそうですよねと言うけど、根拠ないです。私が言っているのも根拠ない、町長言っているのも根拠ない、お互いに根拠ないですよ、だから。根拠ないなら心配ですよ、不安ですよ、これは、はっきりしたことないんだから。だから、ああいうのはちょっと未来永劫について、北方は水が豊富やから全くそんなことは心配せんでもええ、規制もかけなくてもええというのはおかしいと私は思っています。

それで、時間がどんどん減っていっちゃう。

それで、地下水の保全について、北方町は大変面積が小さいですね、御存じのように。1976年、町面積に占める水田が45%、26年が22%で今半減しています。また、南東部開発で、ここ四、五年で18万平米というものが農地転用によって、こういったことで蓄養が減っています。これは事実です。30分の1が今減少したと言われても、これは本当の話になるわけですね。御承知のように、雨が降っても水が土に染み込まず直接コンクリートで水路から天王川に流れる、また糸貫川に流れるということで、行く行くは伊勢湾に流れていってしまうということで、それで長期的なこういった地下水の涵養量もこれは意識してやらしてもらわないと、やっぱり湧水、湧き水、それから井戸がかれる、水位が下がるということもあります。

あの信州の安曇野、私もたまに行きますけど、ここは水が豊富で有名ですよ、安曇、大王わさび園とかあります。ここで信州大学の教授が具体的に涵養量の減少を数値化したデータがあります。今の状況が進めば年間で600万トン減りますよと。東京ドーム5杯分ですね。長期的な展望に立った施策が必要だと警鐘しています。

ちなみに、多分今日、執行部の方、北方町の地下に一体全体どのぐらいの水が埋蔵があるのか御存じの方はお見えになりますか。私も知らなんだですよ。調べました。これは地下の帯水量といいますが、これ8,000万立米あるんですよ、それでくみ上げ量が年間420万立米くみ上げています。こんなことはあってならんですが地下水が、町長、にこっと笑ってみえますけどちょっと聞いてくださいよ。これ真剣に言っています、私は。地下水が完全に100%蓄養できなければ20年、30年で枯渇なんですよ。そんなことはあり得っこないんですけど、そのぐらい厳しいものなんですよ、蓄養というのは。

これは意識してもらわんと、もう60年生きてきたからもう大丈夫だと、そういうことでは私はないと思います。

そこで、県のほうは利用策、地下水の利用の把握、グリップをする。適正利用、地下水位との観測、測定調査、利用可能量の設定などをやらんといかんよというようなこと、ちょっと資料に

出ているんですが、北方町で今そんなようなことは取組されていますか、地下水位を測るとか、測定するだとか、それをちょっとお聞きします。もし担当課のほうで、町長はちょっと。

○議長（井野勝巳君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時40分

再開 午後1時40分

○議長（井野勝巳君） 再開します。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 調査のほうは水源地のほうで毎年行っておるということでございます。

あと、明治製菓のほうが自主的に水位を測定して町のほうに報告をさせていただいておるということでもあります。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 今ちょっとグリップしておるのが上水のところと、それから明治製菓ということで、今度の新しいところについてはそういった情報が何もないということをお聞きしたんですが、本町の場合は、もう100%全量が地下水に頼っているんですね、大きな川がありませんから利水は一切取れません。このものが本当に厳しくなると北方町は本当に大変なことになってくるのではないかなと思っています。

昨年、6月議会一般質問で村木議員が、ちょっと議事録を読みましたが、大量の地下水をくみ上げ飲料水を販売する会社、地盤沈下が懸念されますが、地下水位観測等をどのように検討しているかという質問がありました。その中で議事録を読みますと、都市環境課のほうでは、計画をしている揚水量に対して周辺の水位変動や水質への影響を確認するため、隣接する土地改良区の揚水機を借りて調査を実施しましたという答弁をされています。

その後、これを継続的にしておられるのかどうか、それらの日報、月報、記録が手元にあるのでしょうかということをお聞きします。

それから次に、水位測定検査委託料、これ予算を毎年毎年盛り込んであったんですね。令和4年60万円を最後に令和5年、令和6年、この2年間、この予算から外されて削除されています。今こそこれは大変大事な、大きな業務委託ではないかと思っています。なぜこの予算を外された理由、それから今後も含めてこの問題についてどう取り組んでいくのか、この2点、さっきを入れて3点か、お聞きします。担当課で。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） まず1点目の神戸土地改良区のほうで調査したということですが、こちらは工場が稼働する前にしたという一度限りのものとなっております。ただ、そちらの神戸土地改良のポンプの水位はそのときだけですけれども、進出した企業の井戸で毎日地下水位は測定をしております。プレミアムウォーターのほうで井戸の地下水は毎日測定しております。それは、情報を毎日ではなく、こちらがどうなりましたかといったことを聞いたときにある

程度まとめてもらって提出してもらっています。

それと、令和4年度で地下水位の測定が終わったということで、こちらハイタウンの敷地の中にあります多分かつての県営団地の水源地だったところの井戸の測定をしておったんですけども、ちょうどその令和4年のときに、ろ過が故障したということもありますし、その井戸の深さも70メートルぐらいで、実際に、じゃあその井戸の測定したところでどこに何が影響しているのかということも全く不明のままずっと続けてきたものだったものですから、令和4年で取りあえず業務委託というのは止めさせていただいております。

今後の対応につきましても先ほど申しましたとおり、明治製菓さんのほかにプレミアムウォーターさんも地下水位を測定してもらっておりますので、引き続きそういったデータをもらって我々としても地下水の観測はしていきたいなと思っております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 今3回目が終わっていますので次の質問に行きたいなと思っておりますが、それでは2つ目、南東部開発地区に柱本池之頭2丁目に進出した飲料水の製造会社との採水に関する協定と、日量または月間採水量などの採水概要についてお聞きします。

○議長（井野勝巳君） 宮崎君。

○都市環境課長（宮崎資啓君） それでは2つ目の質問についてですが、進出企業とは企業立地に関する協定を締結し、周辺地域や環境に影響を及ぼさないよう十分配慮することとしておりますが、採水に関する協定は締結してございません。

また、採水概要としましては、1本12リットルのペットボトルを月産100万本というふうに計画しておりまして、採水量としましては1日当たり約1,100トン、1か月当たりにしますと3万3,000トンと聞いております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） それなら1回目の再質問になりますね。

それでは再質問する前に、このホールディングを少し押さえてから次へと進めていきたいなと思っておりますが、23年5月16日決算説明会資料がちょっと手に入りましたけど、このホールディングの保有顧客、ユーザーは2023年3月現在で154万件、ウォーターサーバーの業界シェア36.2%、業界第1位。決算内容は、売上収益が764億6,300万円と利益は73億4,600万円ということで、大変すごいガリバーなこういった企業でありまして大変びっくりしたところではありますが、このホールディング、会社は、山梨、富士吉田、長野、大町、熊本、阿蘇、それから北方工場を含めて全国で8か所、名立たる名水山地の工場拠点を設けております。

先ほど今100万本というようなことをおっしゃいましたけど、これは新聞にも載っていますが、これ100万本じゃないでしょう。これ最大で月間240万本分の生産体制が整ったということを出ているんですけど、100万本じゃないでしょう、今度第2期工事が終わったから。

まだ続きます。これちょっと、さっき100万本と言われたからちょっとお聞きをしていきたいなと思っております。

最大で6倍の月間240万本の生産体制が整ったというふうに聞いておまして、こういった業界国内最大級の工場が、本当に小さなまち北方町にこういったものができましたことを大変驚きでなかろうかと思っています。

そこで質問していきますが採水、取水に関する協定、立地協定はあるんだけど、こういった採水に関する協定は全くないよというような答弁でした。そう言われて当然だろうなと思いました。なぜかという、つい最近こんなものがちょっと手に入りました。これ私は知りませんでした。北方町に誕生、交通アクセス抜群な工場用地、工場や配送センターに最適、残り1区画。不動産会社がよく売るときに残り1区画しかないよというのが出ます。これはA4で4枚出てきましたけど、本当につい最近。

この中に恐ろしいことを書いてあるんですよ。豊富な地下水、地下水採取規制なし。驚きませんか、これ。どこのまちでこんなことやっていますか。地下水採取規制なし。信じられません。

工場用地の概要を見ました。水、地下水1万516トン、1日ですよ。1日1万516トン抜いていいですよという条件ですよ。お墨つきがついています。ここまではもう無条件に取ってもらって結構ですよと。1万トンってどのぐらいか御存じですか。どのぐらいの量なんや、1万トンって分かりませんね。ちなみに北方町の上水が有収水量、1日平均で5,071立米、これを年間の有収水量にすると185万915立米。これでいくと、さっき383万8,000立米ということは、北方上水の2倍抜いてもいいですよというお墨つきですよ。信じられますか、これ。これはどこのまちでそんな北方上水の2倍抜いていいという条件を出してこれはやっているんですか。もうびっくりですよ。町民が聞いたら驚きますよ、これ。

だから、さっき根拠根拠と言いましたけど、根拠ないわけでしょう、どんだけあるというのが。根拠がないのにこんな数字というのはおかしい話ですよ。

企業優遇措置、これはもっと驚き。緑地面積、環境施設面積の緩和、緑地面積5%以上でいいよと。国が定めるのは大体充足で20%以上、4分の1で緑地はいいですよ。それから環境施設面積、緑地含めて25%以上になっています。これは全部合わせて10%。さっきの涵養の話なんかはもうむちゃくちゃな話になってきますよ、地下へ潜らんでもいいというようなことですから。これは駄目ですよ、これを見て驚きですよ。

そこで、この質問をしますが、この工場誘致のチラシはどこのポジション、課でつくられたんですか。豊富な地下水と書いていますが、これの根拠を示してください。

それから、日量1万516トン、採水量を算出したファクト、この3点、ちょっとお聞きします。どうやって出てきたんですか、これ、北方の上水の倍取っていいというのは、これをちょっとお聞きします。これはすごい話ですよ。

それからこれも質問しましたが、地下水の資源、地下水の涵養、自然環境、町民共有、公共性がある貴重な財産、適正な利用、管理、全く私はおざなりになっているなど。北方町の命の水をこれは背中を向けると言われてもしようがないですよ、こんな数字を出しているのは。県内の各市町をちょっと調べてみましたが、多くの地下水を利用する企業やまちが自主的にいろんなこ

とを結んでいます。

例えば、岐阜市では市長のほうに逐次揚水の届出。1.5キロワット以上はポンプの能力がある場合は届出をせなあかん、揚水量の報告もこれはせないかん、掘削する深さ10メートルを超えるのも申請せないかん、建築面積1,000平米を超えるものもせないかん、いろんなものが岐阜市の地下水保全条例であるんです。岐阜市もほぼほぼ地下水で賄っていますから、ですからかなり敏感になってきておるんです。

大垣では今、工場過密地域には、もう一切ポンプの新設を認めていないですよ、工場の。大垣、神戸、池田、大野のおおのの各市町では1日1,000立米、1,000立米ですよ、ポンプの口径、ストレーナー、大体北方の上水の9分の1ですね、1,000立米という。100メートル以深、70メートル以深ときめ細かな自主規制をされています。

私、今からでも遅くありませんので、これはぜひ企業立地の協定じゃなしに、やっぱりこれは採水についてもしっかり話し合っ決めてもらわなあかんと思います。こんなお墨つき、だらだらでは駄目だと思いますが、この辺りについてちょっと答弁をお願いします。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） まず企業誘致をするに当たってのその1万トンの根拠ですけども、こちらは上水道における事業認可の1日当たりの最大給水量を上げておるというふうに聞いております。想定1日当たりの最大給水量が1人1日当たり540リットル、0.54トンですね。それに対して想定人口が事業認可当時で1万9,457人ということですので、0.54トン掛ける1万9,457ということで、約1万トンという数字が上がっております。

こちらにつきましては、当然北方町においては、もう昔から明治製菓さん等々いろいろ水をくみ上げておるわけですけども、そちらの実績と比較して決して多い採水ではないという判断の下でつくったというふうに聞いております。

それと、今後のその地下水の規制ということにつきましては、岐阜市さんのように届出制をするといったこともありますし、西濃地域の地下水対策協議会のほうで自主的に定めておられます規制といった形もあるかと思えます。その辺は、ほかの市町でも含めてこの岐阜地区の中でもいろいろあるかと思えますので勉強をさせていただきたいなと思っております。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） さっきも言ったように北方の上水の倍なんですよ。

あなたは今言いましたけど、それでいいですかと言ったの僕は。どこのまちへ行ってもそんなところはないよ、調べましたけど。大体今1,000立米というのが大体の普通ですよ、大野町も調べたけど。

とんでもない数じゃないですか、これ。1日で1万516立米、北方の上水の倍です。本当にこれでいいんですか、課長さん。僕は駄目だと思いますよ、こんなことをしていたら、本当に。北方の地下からこんだけ抜いたら駄目ですよ、そんなことは、そんなお墨つきがいたら。だから根拠がないじゃないですか。だから僕は根拠を示してくださいと言っているの。北方のそれなら

地下でどんだけあるんですか、埋蔵量。だからそこから1割抜いたら大丈夫だということなら僕は納得しますが、北方がどんだけあることも分からずにこんなとんでもない水量を出している。

都市環でつくったんですか、これ。それを聞いてなかったけど、これ、恐ろしい文言は。都市環やね。どなたから言われてつくったんですか、これ。普通常識で考えても、誰が考えても、上水分を取っただけでもどうのこうの言うのに上水の倍抜いていいよと、それまで無届けでいいよなんて、そんな、岐阜市なんて1,000立米ですよ、届出。これ以上言っても何ともなりませんけど。

あと14分になってしまいました。それなら、またいずれこの問題はちょっと話をしたいなと思っていますけど。

先ほど100万本ということですが、ここを今、ユーザーが今どんどんネットを見ても去年と比べるとむちゃくちゃ今増えています。増産は多分これからされるんでしょう。それからまたユーザープラスOEM。

今、他社へのブランドというのが今、飲料水会社はどこも結構それが増えてきていますね。どここの水ということを限定せずに、天然水とうたえば北方の水であろうがどこであろうが使えるので、そういったことで今後なってくるから今後増産してくるから、だからある程度の縛りをつくらんとこれは駄目ですよ。だって、水がなくなるかどうかは根拠ないじゃないですか、地下のことは。課長はわかりますか、分からんでしょう。僕も分からない。課長も分からんと思いますよ、本当に水がなくなるのか、地盤沈下するのか。誰もデータを持っていないから空想の話を言っているだけです。だけど、そんな空想があるなら、心配ならせめて制限をかけましょうよと僕は言っているわけです。

それなら3つ目の質問に行きます。

飲料水製造会社の採水による上水道の水源、地域の地盤沈下への影響、岐阜地区の地下水対策協議会の活動はどんなことをされているんですか、お聞きをします。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） 3つ目の質問についてであります。企業が進出するに当たって、将来的な再生利用計画と北方町内の主な施設の揚水量と比較し、現地にて揚水試験も実施した上で進出を決定しております。

また、工場稼働前には計画採水量に対して周辺の水位変動や水質への影響を確認するための調査を実施しており、工場が本格稼働した現時点において地盤沈下等の影響はないものと確認しております。しかしながら、この地下水の状況を可視化することは困難であることから、企業に対し継続的に水位等を計測すること及びその情報交換をお願いしております。

また、岐阜地区地下水対策協議会においても地下水の利用状況を把握するため、参加企業が所有する井戸の揚水量等の調査や、地下水位観測調査を基にした経年の平均地下水位及び降水量との資料整備などを行っております。これらの資料も活用しながら地下水に関して把握状況に努めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） 今答弁いろいろしていただきましたが、まず岐阜地区の地下水対策協議会の件であります。これはたしか年間1万円予算上がっていますよね、これ計上されていますよね。北方町を含む9自治体並びに50を超す企業が上流から下流まで全流域での涵養、連携によって地下水を育てていくんだという考え方から今こういった協議会があるんだろうと思っています。

私は、町民の皆さんに見える啓発活動をぜひしていただきたいなと。水が大切だということも分かっていたらいいよ、広報を使うなり何なりか、これをぜひやっていただきたいなというふうに思っています。無限ではありませんので。

次に、この飲料水の製造メーカーの採水によって上水道の水源、地盤沈下の影響は多分ないだろうというような発言だったと思います。多分ないだろうじゃなしに、ないだろうということであつたと思っています。

私は学者でも専門家でも何でもありません。本当に浅学な知識で今、今日申し上げているわけですが、地下水の水脈、いろいろ学校やらへ行って見てきました。地下水の等高線というのがあるんですね、先ほど町長がちょっと言われました。あの等高線が北のほうからどんどん流れてきて根尾川の伏流水があるんですけど、北方町はどちらかという根尾川の伏流水というよりも、旧の真正、糸貫、本巢の田んぼやらその辺の水が浅いところからですね。深いところは別の水ですけど、浅いところはそういった水が来ているだろうというような想定が出ておりました。

そうです。深いところは根尾川の伏流水であろうということですが、それで地盤沈下の話も含めてなんです、それで私の知識から言えば幾つもの帯水層、粘土層、土砂礫層がミルフィーユ状態で幾つも重なっているんでしょうね。それで農業用水、浅井戸がゼロから50メートルということ、これが第1帯水層、それから100メートルが第2帯水層、それから北方町の水源地、これが第3帯水層150メートルとされています。

それで、とある方が北方町のほうに、北方の水って今度の新しい飲料水製造会社とバッティングして水がなくなるんじゃないのということをどなたかが何かお聞きになった。電話でかどうかちょっと確認していませんが、その折に、帯水層が違うから、北方は150メートル、向こうは200メートルだから影響はないでしょうというような発言を聞かれていますし、私もそんな話を前に聞いたこともあります。

それで、昨年12月5日、議会で飲料水の会社へ工場見学に視察に行ってきました。そこでいろんな図を見せていただいたわけですが、第3帯水層150メートル、第4帯水層200メートルの層2か所に実はスクリーンがあることに僕は気がつきました。2か所にあった。それで聞きました。これは行った人が多分確認できると思いますよ、みんなが聞いていたと思います。僕が質問しましたら、第3帯水層の150メートルでも取水していますし、200メートルのスクリーンが両方ありますよと。ただ、不確かではあります、150メートルが半分だとか、200メートルが3分の1だとか、それは確認ができようがない、何遍も言っているように地下のことですから分かりません。

ですから、北方の帯水層と今度のプレミアムウォーターの帯水層は全く同じところから抜いておると言われても、これは確認した以上はそう言われましたもんですから間違いないと思います。ただ、何%という、それははっきりは分かりません。どの帯水層が多いかということは分かりません。

ですから、影響がないということは、私はやっぱりこれは言えないのではないかな。影響があるのか影響がないのか、それはちょっとはっきり私はこの場では言えません。影響があるのかも分かりませんし、全く影響がないのかも分かりません。ただ、同じ水源から取っておるということは、これは認識をしました。全く違うところではないということですね。

昨今テレビでもよくにぎわっていますが、JR東海が今、中央新幹線、瑞浪で抜いていまして、これは水脈ですよ、井戸と違って多分水脈が切れたんだと思います。ぶちっとちょっと切れた。だから水位が下がったとかいろんところが今出ています。だから、やっぱり老婆心ながらこういったことは絶えずあるんですよ、地下をなぶれば当然。地下からやっぱり大量の水をくみ上げれば何らかの影響が出るということは多少なりとも僕はあると思います。ないという断言はできないと思います。

それで1回目、今答弁を求めますが、ぜひこれ、町長、何らかのあれはつくってくださいよ。これはやらんと北方町は問われますよ。企業等に全く何にもそういった協定がない、立地協定だけじゃなしに取水、ゼロにするとかそんなことは言っておらへんですよ、むちゃくちゃなことはある程度の数、数量、水量、これはやっぱりしっかりグリップすることが、それがやはり行政の僕はあるべき姿やと思っていますよ。だって、どんだけ取っているか何も分からない。これはやめましょう。取ったらあかんということは言っていないですよ。そういった管理を北方町もしていますよということは、やっぱり内外にこれは示すべきだと思っています。ぜひこれは早急にしてくださいよ、これ。別にそんな難しいと思いません。ましてや今、先ほど100万本と言われたんだから、100万本なら本当に町の上水の大体、200万本で大体15%ですよ、計算したら。これから言ったら10%あるかないかぐらいでしょう、本当に100万本なら。ただ、今後増産されれば別ですが、その辺を再度お聞きします。

○議長（井野勝巳君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時06分

再開 午後2時06分

○議長（井野勝巳君） 再開します。

町長。

○町長（戸部哲哉君） じゃあ答えます。

おっしゃることはなるほどなというふうにお聞きをしておりますし、御心配をされる中でそういう協定も結ばないかなのかなとは思っておりますが、ただ、現実にはもう御商売をやられておる中で、ここで規制をするというのは、これはなかなか難しいし、おっしゃるように、そういう

形の中で企業誘致、この広告も今見させていただいてちょっとびっくりをしておるところなんです、現実はこのプレミアムウォーターは私が聞いている中では、今マックス日量1,200トンとお聞きをしておるんで、今の水量からするとそれほど恐ろしい水量をくみ上げているというふうな認識は私はしていない。

ただ、おっしゃるとおり、その水源も、うちが150メートルで2本入っています。プレミアムウォーター150と200に、それで両方取っているということも承知はしておりますが、量的に言うとそれほどびっくりする数字じゃないと私は認識しておる。ただ、枯れるか枯れんか、水量がどんだけあるかと言われると、おっしゃるとおりこれはちょっと、どんだけあるんやと言われても、私もよう答えないし、都市環のほうでもその数字は持っておりません。

ただ、やっぱりこういうのは備えあれば憂いなしで、心配事でありますので、そういったところをちょっと協議させていただくということで、ただ、だからといってこれを制約をして日量はこれだけで、駄目ですよということではなしに、必要以上とか、それから当然私がお聞きしておる中で、あそこはもう増産をそれ以上できる体制にはない、恒常的に、容量的に。24時間稼働して240万トン、そういうふうにお聞きをしておりますので、これ以上増えることはないですし、それと、あその水道の取り方というのは全部ペットボトルに入るんですよ。よその工場みたいに垂れ流しではないので、基本的に言うと全部くんだやつが全部売り物なんで、逆に言うと量的には少ないのかな、そういう認識でありますので、先ほど申し上げましたように、多分この数字でいきますと、私がつかんでおる数字ですと大体町の6分の1ぐらいの水量を吸い上げておるとふうで聞いておりますが、そこら辺の数字が。

○9番（安藤浩孝君） 13%。

○町長（戸部哲哉君） どっちが。

○9番（安藤浩孝君） 町長何本で計算されました。

○町長（戸部哲哉君） これ今ちょっと確認しましたけれども、マックスの今の240万本やね。

○9番（安藤浩孝君） やっぱり250万本で。

○町長（戸部哲哉君） 240万本で1,200リットルというふうに聞いていますが。

○9番（安藤浩孝君） 15%、250万本。

○町長（戸部哲哉君） 町なのでしょう。町の15%でしょう。ちょっと数字が違うかも分かんないけれども、大体6分の1ぐらいの認識はしています。町の吸い上げの。ですから逆に言うと、私が持っている数字で言いますと、神戸の土地改良区、ここなんか半年しかくんでいませんけれども日量1万7,000トンですから、逆に言うと、これはもう10倍以上、今のプレミアムウォーターよりくんでいるという中でのこの数字なんで、それほど神経質になっていなかったというのは現実であります。

ただ、おっしゃられるように、そこはちょっとこれから協議をして、しっかりとした協定なり何なりは進めるような話はね。それは済んでしまった話で、そこはちょっと僕もよく把握しておりませんが、そんなことで、おっしゃるとおりプレミアムウォーターさんとその部分をち

よっと詰めさせていただいて、協定なり何なり、今の数量でこれ以上取るということであればしつかりとしたまた町のほうとお話をしてくださいと、そんなような形で結ばせていただこうと思います。御理解いただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○9番（安藤浩孝君） それで、プレミアムウォーターのホームページに、地域の皆様に数回による説明会に参加していただき御納得いただく運びとなりますがというのがありますが、これは町はこういった説明会を承知をしてみえるのか、説明会に町が参加したのかどうかということもお聞きしていきますし、あと地盤沈下ですが、今度は地盤沈下の話になりますが、これは国交省のホームページを見ましたけど、これは10年間、国交省、平成20年から平成30年までの10年間の図があるんですよ、これ。見られた方ありますか、国交省の。濃尾平野地盤沈下のデータがあります。これ、水源地点が897か所あって県下では165か所あります。北方町の隣の糸貫町にこれがあります。国交省の。それを見ますと、1センチから2センチが沈下3か所、北方町では、この平成20年から25年、この5年間はこれを見ると高屋の南部も一部で沈下の色がついています。それが、ここ25年から30年になるとその色が取れまして、北方町高屋の南部の一部でもちょっと沈下というのがちょっと見られなくなってきました。これは水需要が今後高まってまた増えれば、またこういった状況が変わってくる可能性もあるんです。今はよくなったみたいですよ。だから私は水のことも大変地盤沈下のことも心配しておるんですが、その辺り、ちょっと先ほど言いました説明会に出られたかどうか、承知をしておったのか、それからこの地盤沈下も含めて、この3点お聞きします。

○議長（井野勝巳君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） 説明会につきましては、岐阜市の神戸のほうの自治会のほうからプレミアムウォーターさんのほうに説明をして、どういう工場なんだというお話を聞かせてくれたということで依頼があったそうで、そちらについてはオブザーバーという形で私も参加しました。

あと、地盤沈下につきましては、濃尾平野の地盤沈下の状況についてということで、令和4年度の資料においては、先ほどおっしゃられた糸貫のほうの話では何も、もともと沈下量がミリ単位だと思うので、もともと1ミリというのがあったと思うんですけど、今はないということは把握しております。以上です。

○議長（井野勝巳君） あと1回です。

○9番（安藤浩孝君） いろいろと御答弁、いろいろお聞きをしてきたところでありますが、どちらにしろ私たちはやっぱり地下のことはあまり認識は薄かったですね、正直言って。私もこういった問題、とある方から、水の問題はちょっと大丈夫なのという話で、えーっという話で、正直言って私も認識が薄かったです。やっぱり地べたの下のことはあまり気にせずにですね。

もう町長が最初に言われたように、60年間、何もそんなもん水が足らんようになってしまって枯れてしまった話なんて聞かんぞと。水をだだだあと使っておっても別にそんな罰が当たるとかそんなことはなかったんだけど、だけど、最近やっぱり水の問題というのはこれは真剣に考えて

いかないと、これは北方町の財産ですので、これはやっぱりしっかり管理、グリップしてやっていただかないとこれは駄目だと思いますので、先ほど答弁の中に、また先方と取水で、止めるとかそんなことじゃなしに、ある程度の報告なりそんなもんもせなあかんし、それで、これの数量を見るととんでもない話やで、こんなもんは論外の数字やと思いますよ、これは間違いなく上水の倍なんていうことは。そこまで取ってみえないんだからそれはよしとして、何とかもう少し水のことも政策的にちょっとしっかりと取り入れていただきたいなというふうに思っています。

本当に、これは一時的なくみ上げじゃないんで、無期限の揚水になるわけでありますから、ぜひともこれは直線距離で1.25キロしかないんですよ、北方の上水源とプレミアムウォーターさんの直線距離で。私は同じ帯水層やと、やっぱり何らかの影響、今後先ほどの埋立て等々が、これはもう確実に変わっていますから、涵養量は本巢もみんなそうですよ、糸貫も真正も宅地化やら工場ができてどんどん涵養量が減っていることは間違いない。安曇野の話じゃないですけど、全体の涵養量は減っていますから、これはやっぱり真剣に考えないと、よその市町も真剣にやっていますので、ぜひともだくださな水じゃなしに、限りある水ということをちょっと認識して、今後ちょっと取り組んでいただきたいなと思います。

最後に町長、何かございましたらお聞きして終わりたいと思いますが、どうですか。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） 肝に銘じてお聞きをしておきたいと思います。

ただ、言い訳になるかも分かりませんが、明治製菓、ここが大体50年たっておるわけなんですけれども、ここの取水量が今2万2,000トンばかりということで、町の3倍、4倍マックスではですね、そのぐらい、広いというのがありますけれども。

水脈も正直言って、そのメーターの深さである程度のことはあるかも知れませんが、現実的にはおっしゃられるように地下へ潜って誰も見たことがないという中での、全部ボーリングして、150メートルをボーリングしてやればその大きさというのは多分分かるんでしょうけれども、そんなことをやったところもどこもないということで、おっしゃるとおり何が起るのか分かりませんので、この水に関して万が一枯れて町民の方が水が飲めんようになっても困りますので、そこら辺はきちっとこれから対処していきたいということで御理解をいただき、今後の検討材料としてしっかりと取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

○9番（安藤浩孝君） 以上で終わります。

○議長（井野勝巳君） 次に、石井伸弘君。

○4番（石井伸弘君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私から質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、今年の3月議会で体育館のエアコンの使用ルールの整備のことと、それからデジタル教科書導入に伴って学習用具の持ち帰り等々について質問させていただいたんですが、その件について早速取り組んでいただきまして、それについて、まずもって町長、教育長並びに執行部の皆様にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

さて、私からの質問は5点ございます。1つ目が町内において野球ができる場所の確保並びに整備についてということで御質問をさせていただきたいと思えます。

今年度予算で中央公園のバックネットが撤去されることとなりました。同じく西小学校跡地の売却手続予算も議決されたことで、町内において軟式野球ができる都市公園は宮東公園だけとなりました。

小学生が参加するスポーツ少年団野球部は南学園の校庭を日常の練習グラウンドとし、適宜条理公園や北学園第1グラウンドを使用しています。また、学園の7から9年生が所属する学園クラブ野球部においては、北学園第2グラウンド並びに宮東公園を使用しています。

現在、この宮東公園の野球部の使用に関しては、近隣の住民の方から、ボールの飛び込み、練習時の音の問題などの苦情が寄せられており、現在の学園クラブ野球部の練習は大変周囲に気を遣った練習となっております。

公園が先にあり、家が建てられたのはその後であることから、これらの現状を住民側が受忍すべきとの考えもございますが、住民の方の、もちろん公園があることは分かっていたけれど、この状況がずうっと続くかと思うとさすがにしんどいといった声は看過することが難しいと考えます。同時に、特大のホームランを打てる中学生が近隣の住民に迷惑をかけるからと萎縮してしまうのも見るに忍びない状況でございます。

現代の公園や公共施設における音をめぐる住民との問題には、騒音問題と、煩わしい音と書きますが、煩音問題の2つがあると言われていています。騒音とは、音量が大きくてうるさく感じる音ですが、煩音とは、音量が大きくなくても人間関係や心理状態でうるさく感じてしまうことでございます。現代の音のトラブル、特に近隣間のトラブルのほとんどは煩音問題と言われていています。

騒音問題の対策は音量を下げることで、すなわち防音対策です。しかし、煩音問題の対策は防音対策ではなく、誠意ある対応により相手との関係を改善することです。宮東公園における住民の苦情について、町としてまずは真摯に受け止め、物理的・心理的な対策を早急に取り組むべきだと考えています。

岐阜市をはじめ都市部の公園では、町なかでボール遊びができるよう公園の側面及び上面までをネットで囲い、子供がボール遊びを思い切りできる環境と近隣住民への配慮を実現しています。都市公園の中でも中央公園、宮東公園は、そもそも軟式野球ができる施設として整備されたと思えますが、時代の変化の中で施設に求められる要件が変わってきたのだと理解しています。

宮東公園においても、バッターボックスの上面ネットや側面ネットの低い部分のかさ上げなどの物理的対策、利用者と地域住民との対話の促進などの心理的対策などが求められています。そして、学園クラブとしては苦情を受け、対策の方向性を住民に示し、公園使用日数の削減や練習位置の変更などによるボール飛び込み対策など始めていますが、クラブだけの取組では対策に限界があるのも事実です。

毎日のようにアメリカ・メジャーリーグで活躍する大谷翔平選手の成績が話題になりますが、野球というスポーツは大変裾野が広く、令和5年度の笹川スポーツ財団の調査によれば、10代

(小中高生、大学生など)の国内の野球の推計人口は137万人、全世代で268万人とされています。北方町においても町民軟式野球大会、ソフトボール大会が開催されるなど、大変町民においても普及しているスポーツです。この競技ができる環境を維持することは町の責務として大変大きいと考えております。

3点お聞きしたいと思います。

北方町の野球人口をどの程度と推計していますか。

宮東公園は今後も軟式野球ができる都市公園として位置づける予定でしょうか。

宮東公園において近隣へのボール飛び込み対策の強化は検討されているか、以上をお聞きしたいと思います。

○議長(井野勝巳君) 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長(宮崎資啓君) 町内において野球ができる場所の確保並びに整備についてお答えします。

北方町における野球人口について推計はしておりません。現在、宮東公園は北方学園野球クラブが利用しておりますので、引き続き利用できるよう現状のままの位置づけとなります。宮東公園における近隣へのボールの飛び込み対策については、練習等で利用する際はバッティングネットの活用を促すなど、使用時に注意喚起しております。

また、公園を整備した当時と比較して周辺の宅地化が進んでおりますので、必要に応じて防護ネット等による対策を検討しております。

○議長(井野勝巳君) 石井君。

○4番(石井伸弘君) ありがとうございます。

すぐくどきどきしていたんですが、今後も継続して使っていけるという方向性をお持ちということで確認できましたので、まずもってよかったなと思っています。

対策の強化に関しましても、学園クラブないしスポーツ少年団のほうでもいろいろ考えていきたいと思っておりますので、今後とも一緒に考えていただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから2点目についてお伺いしたいと思います。

上水道直結型貯水槽設置の妥当性についてお伺いしたいと思います。

3月議会の総括質疑でも質問させていただきましたが、町民対話集会でも話題になったということなので、改めて設置の必要性、妥当性についてお伺いしたいと思います。

3月議会では、この貯水槽の必要性について町長より、能登半島地震において水の確保が極めて重要であると感じたため、貯水槽が有効である旨の説明がございました。しかしながら、能登半島地震は半島地形であり、道路が各所で寸断されると目的集落まで到達するのが大変困難になったという特性がございます。北方町は平野部であり、また想定震度も南海トラフ地震で町内全域は震度6弱を想定し、そのほかの内陸断層型地震で町の半分程度が震度6弱と震度6強の想定となっており、能登半島地震を参考に施策を考えるのは不適切であると考えます。

国土交通省によれば、能登半島地震の水道管1キロ当たりの被害の数は2.09件、東日本大震災で最も大きな被害を受けた宮城県涌谷町の0.36の5.8倍であると報告されています。これは能登半島が山地、丘陵地に覆われた地形で、斜面崩壊や道路の隆起、陥没などの地盤災害が多かったことが被害の大きくなった原因の一つとして上げられています。

また、水道施設が被災したほか、水道管が人口の多い地域の網目状とは異なり、枝状のため上流からしか修繕できないことなどが復旧の遅れにつながったようでございます。いずれも北方町の置かれた地勢、地形とは大きく異なります。

東日本大震災、阪神・淡路大震災、中越地震などを踏まえて平成30年に策定された北方町地域防災計画並びに令和6年に策定された上水道ビジョンにおいては、被災後3日間は緊急給水拠点の設置と住民の備蓄水での対応を基本としていますとあり、水源地内緊急給水設備は1トンの緊急貯水タンクの利用のほか、地域防災計画においては、被災地に近い水源地または給水栓から給水車または容器に運搬供給するとなっています。

また、現在の上水道の布設替えの方針は、配水池に近い本管から順次耐震化、補強を進め、地震時の断水エリアを縮小しようという方針です。大変理にかなったものだと考えています。

この計画で必要十分であると考えますが、さらに北方町にはプレミアムウォーターが工場進出し、2期工事完成後の倉庫には12リットルタンクで40万本、4,800トンを保管する倉庫もございます。常に倉庫がタンクでいっぱいであるわけではないと考えますが、上水道直結型貯水槽が4基で160トンしか貯水できないことを考えると30倍もの貯水量がございます。

また、プレミアムウォーターと北方町は防災協定を結んでおり、災害時に水の供給を受けることが可能になっていますが、プレミアムウォーターは能登半島地震で2,048本掛ける12リットルの無償提供を行っております。

また、同社のホームページにおいては、災害発生時に必要に応じて被災者に対し飲料水を供給することを目的として、山梨県富士吉田市、岐阜県北方町、兵庫県朝来市と災害時における飲料水の供給に関する協定を締結しています。同市町村での災害発生時に被災者に飲料水の提供が必要となった場合、飲料水の無償供給及びウォーターサーバーの無償貸与を行いますとあり、地域に根差した企業として地域貢献を果たそうとする姿勢が見えるものでございます。

災害時にこそ、地域の水資源を使って営業している企業の力を借りない手はございません。

お聞きしたいと思います。

南海トラフ地震及び内陸断層型地震が起きた際、町内の断水率をどの程度と想定していますか。平成30年に策定した地域防災計画、第18節給水活動による災害対策では不十分なのか、同じ給水防災対策を進めるのであれば、北方町上水道ビジョンで書かれている災害対策では不十分なのか。同じ給水防災対策を進めるのであれば、北学園や役場など駐車スペースのある公共施設までの配水管を耐震化し、緊急給水設備を取り付けるといったほうが現在の配水管耐震補強の方針と整合性があるのではないかと、以上3点をお聞かせください。

○議長（井野勝己君） 木野村上下水道課長。

○上下水道課長（木野村和明君） ただいま議員からお尋ねの上水道直結型貯水槽設置の妥当性についてお答えいたします。

議員御質問の1点目、南海トラフ地震並びに内陸断層型地震が起きた際の断水率についてです。

議員御存じのとおり、配水拠点である水源地から近い配水本管から順次耐震化を進めております。現在、その距離は西へ約120メートルを施工しており、6月末に工事が終了する予定です。

配水拠点からのそのほかの配水管のほとんどが耐震化されていないため、地震の揺れにより破損してしまい配水ができない可能性が高く、断水率はほぼ100%となると想定されます。

次に、2点目の地域防災計画、水道ビジョンの災害対策についてお答えいたします。

地域防災計画では、飲料水の供給体制や実施方法などについて、水道ビジョンでは緊急給水時の配水池内の水の利活用、避難場所への水の搬送備品等について災害時の対応を定めております。しかしながら、発災直後は町職員だけで全てを対応するにも限りがあります。

人が生命を維持するのに必要な最低水量として1人1日3リットル、被災後3日分の9リットル以上の飲料水の確保が必要であると言われております。民間事業者とは飲料水の提供に関する協定、水道管の災害復旧に関する協定を締結して災害時に対応しますが、被災状況により水源地施設が稼働できないことや民間企業との協定が直ちに実施できないことも考えられます。上水道直結型貯水槽設置事業の実施により、被災された方たちの飲料水の確保としてより十分なものになると考えております。

災害はいつ起こるか分かりません。住民の方たちには万が一に備え、災害時の家族分の飲料水の備蓄に心がけていただくことが重要な災害対策の一つとなります。石井議員のほうからも、住民の方へ飲料水の備蓄についての重要性をお知らせいただければ幸いです。

次に、3点目の給水防災対策の方針についてです。

給水防災対策の一つに、既設の配水本管を耐震化して減災を図ることです。これにより、発災時の断水率の低減や発災後の破損した水道管の早期の復旧ができることにつながります。

現在、配水拠点である水源地から延びる配水本管から耐震化しております。また、防災拠点となる庁舎や避難所などの重要給水施設への配水本管の耐震工事を実施していくこととしております。しかしながら、高額な工事の財源の確保や布設延長距離を考慮しますと、かなりの歳月が必要となります。

災害に備え、上水道直結型貯水槽設置事業は飲料水の確保対策として有効です。今議会、戸部町長の行政報告の当初の挨拶の中で、防災や減災事業は将来にかけて万が一の不安を取り除くその備えとする事業である。設置場所など事業を精査しつつ事を進め、議会や住民の御賛同が得られなければ強引に推し進めることは毛頭に考えていない旨の発言がございました。

また、今年度開催しました町民対話集会においても、上水道直結型貯水槽設置事業についての参加者からの御質問に対して、その事業の必要性、重要性を説明されておりました。

住民の方の災害発生時の生命の維持、安全・安心の確保のため、防災・減災事業の実施は行政としての重要な責務であり、上水道直結型貯水槽設置事業は妥当であると考えております。今後

の配水本管の耐震化、防災対策も含めて整合性を図り、経済的合理性を確保しながら必要な施策を講じてまいりますので、御理解くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） ありがとうございます。

発災直後の飲料水として考えているという、そんな御説明をいただきました。

私、今回のその件でいろいろ調べてみたんですけど、水がなくて困ったという話は、もちろんいろんな被災現場で話がありましたが、発災直後に飲料水がなくて例えばそれで命を落としたとか、そういう事例ってどこを探してもないんですよ。それは恐らく北方町だとさらにそれが顕著で、例えば震度6弱、もしくは震度6強の地震があったとしても、ちょっと行けば移動できる場所に多分災害の起きていないエリアというのが広がっているはずですよ。よっぽど動けない方というのは、それはもう完全に生命の危機にあるわけですから別途の対策が必要だと思いますけれども、もし飲料水がどうしても必要なだと、1日最初の3リットルが必要なんだという事例をもし御存じでしたら、ぜひ教えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 木野村上下水道課長。

○上下水道課長（木野村和明君） すみません、実際必要かどうかという事例については私も把握はしておりません。ただ、防災上で言われております1人3リットル以上ということは、やはり備えておくべきではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） いや、だから1人3リットル以上は必要だということは承知していますけれども、それは現在、配水池の耐震化が済んでいますよね、済んでいるわけですから、あそこに4,700トンでしたかね、あるわけですよ。その水を使うことで、なぜ駄目なのか。確かに水道を緊急供給させるための蛇口の数が拝見するとそんなにあるわけではなさそうなので長い行列ができるということかもしれませんけれども、少なくとも耐震化を一生懸命頑張って、上下水道課の方たちで一生懸命やっていらっしゃるって大丈夫な部分があって、特に配水池は大丈夫だという状態まで持ってきているわけじゃないですか。それがあのに、何で新たに2億8,000万円もかけて町単独で8,400万円ですよ、それをかけてやらなければいけないのかというのが、どうしても合理的だと思えないんですよ。そこについて、上下水道課長の見解を教えてくださいたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 木野村上下水道課長。

○上下水道課長（木野村和明君） すみません、配水設備、水源地にあります緊急給水装置につきましては、おおむね1キロ圏内の方について御利用いただけるように水道ビジョン上はなっております。そうしますと、1キロ以上離れた北のほうの芝原地区とか南のほうの高屋地区では御利用していただくにもなかなか遠い距離という形で考えておりますので、やはりお近くの避難所等に設置することが、より住民の方の安心・安全、生命の維持のほうにつながっていくものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） 配水管の断水による断水率がほぼ100%になるというような御回答がございましたけれども、震度6弱以上の平均で1キロメートル当たり何か所ぐらい破損が起こるかという、そういうデータについてはお持ちでしょうか、お答えください。

○議長（井野勝巳君） 木野村上下水道課長。

○上下水道課長（木野村和明君） すみません、そのデータについては持ち合わせてございません。ただ、100%と言わせていただいたのは、やはり配水設備のある水源地から直に出ている配水本管が破損することが想定されますので、そちらが破損した場合は町内全域に水が送れないということもありますので、100%と返答させていただきました。以上です。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） これ私のほうで調べましたが、まず耐震補強された配水管の被災率というのはめちゃめちゃ低いんですよ。ほぼゼロです。ほぼというかゼロです。これは日本ダクタイル鉄管協会のまとめたものでいえば今のところゼロか所なんですよ。施工不良があったときには確かに破損したというような事例があったんですけど、液状化にも耐えて、それから東日本大震災等でもしっかり耐えたというような事例がなっています。

また、これは私のほうの調べですけれども、厚生労働省の調査の結果ですけれども、東日本大震災で仙台市は0.07か所が1キロメートル当たりの破損件数です。震度6弱の平均でいうと0.1か所なんですよ、1キロメートル当たり。これ北方町は約110キロメートルございまして、12%を耐震化していらっしゃるということですが、大体100キロメートルぐらいあるんだろうと思います。100キロメートルぐらいが耐震化されていない、もしくは耐震化が弱い管だと思うんですけど、恐らく10か所程度は漏水するかなあと、震度6弱、もしくは6強のものが来たら。でも、その10か所あるからといって、全面全域、北方町全域が断水するとはちょっとやっぱり考えにくいんですよ。

先ほどから1キロメートルの徒歩圏内の方が水を運んでいくために、それぐらいのところに水が配水できるようにしましょうということをおっしゃっていますけれども、これも分かりませんよ、上下水道課長のほうが上下水道行政に長く携わっていらっしゃるから、震度6弱、震度6強の地震があったときには本当に断水100%になるのかもしれませんが、私はそうではないのではないかというふうに考えています。

その上で、もし仮に100%断水したとしても4,700トンの配水池があって、そこにある水を給水車であり、もしくは給水タンクですかね、1トンの給水タンクが2つあるというようなことで書いてありますので、そういったようなものをトラックに積んで各被災地に持って行って、被災地のところで必要な方にお渡しするという対応で私は十分間に合うのではないかと。

いいんですよ。すごく安くて、上水道直結型の施設が貯水槽が非常に安く済んで、もしくは国の予算が100%で補助率が100%で運用できるよということであるなら私もこんなことは申しませんけれども、やっぱりどうしても費用対効果と、それからリスク想定との間にギャップがあるの

ではないかなと思っております。

ぜひ、私も浅学でございますので過ちもあるかもしれません。災害想定については課長のほうが、執行部のほうがお詳しいところがたくさんあるかと思っておりますけれども、いま一度ここは費用と、それから災害想定とを重ね合わせて適切な支出なのかということをお調べいただけないかなと思ひまして、私からの3回目の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時44分

○議長（井野勝巳君） 再開します。

木野村上下水道課長。

○上下水道課長（木野村和明君） まず、災害に備えてやっぱり行政というのは、その対策を取っていくのが責務であると先ほども発言させていただきました。また、今現在、石井議員御存じのとおり耐震化を進めてございます。今終わっている水の供給している水源地から出たところから、まだ120メートルしか耐震化がされていないということになりますので、その先については断水する可能性がほぼ100%ではないかなということで、先ほど100%という形で断水率については言わせていただきました。配水本管の全てがまだ耐震化できていないということになります。

今回行っております120メートルにつきましても5,000万円近くかかっておりますので、メーターは40万円ほどかかるという形になります。全ての重点拠点施設、避難所等への全ての耐震化するにも約8.5から9キロぐらいあるんですが、それを全てやろうと思いますと40億ほどかかるかなあというふうに試算もされますし、工事についてもすぐにはできないものではございませんので、なかなか歳月、先ほど言いましたように工事の歳月、費用なども考えますと、やはり発災、起きた場合の対応は待ってくれませんので、やはり上水道の直結貯水槽の設置事業というのは必要であると、行政としての責務という形で考えて行っていくべきものと考えておりますので、費用が幾ら高額であろうと住民の方たちの安全・安心等を守る責務として行っていく事業と考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） 3回目の質問が終わっておりますので、次の質問へ行かせていただきたいと思います。

3点目は、今年度設置予定のテレワーク施設の利用見込みと、その実現方策についてお伺いしたいと思います。

今年度予算で町予算4,000万円、国の地方創生交付金5,000万円を使ってテレワーク施設を開設する旨の説明があり、総括質疑でお聞きしましたが、まだ申請中であるため詳細をお答えしにくい旨の発言がございました。

一方、新聞報道等でも自治体が設置したテレワーク施設の閉鎖や利用低迷などが報じられるよ

うになっています。そもそも自治体がテレワーク施設を設置する背景は、コロナ禍の中、ソーシャルディスタンスを取るためにテレワークが促進され、それを国が地方創生のきっかけにできるとしてデジタル田園都市国家構想の一部事業として進めているものと理解しています。

テレワークの直近1年の実施率は令和3年度より漸減傾向にあり、国土交通省の調査では、中京圏では令和5年では令和3年より3ポイントほど下がって13.3%となっています。新聞報道では利用者低迷による愛媛県宇和島町のワーケーション施設の閉鎖が報じられていましたが、近隣でも自治体が開設した養老町のYOROfficeは、テレワークの個人利用を対象として運営されていますが、利用者が1か月50名ほど。岐阜市のNEOwork-Gifuでもサテライトオフィスの利用率は11分の4、1か月利用者は200から280名程度とのことです。安八町の運営するMUSUBUテラスは、サテライトオフィスが3社入社しまして、個人の月額プランで利用されている方が6名と比較的集客は順調に行っているようです。

設置した施設の置かれた状況や施設メニューなどで施設の稼働率も大分変わってくるようですが、決して強い需要があるとは言いにくいと感じています。商工会がこの施設の運営を担うということ的前提に国に補助申請を出しているということなので、町並びに商工会としては、建物を建ててしまえば利用者が多くても少なくとも関係ないというスタンスなのかもしれませんが、さすがに公金をこれだけ投入して事業成果が上がらなかったのでは閉鎖しますとはいかないはずですよ。

狙いどおりの成果があれば、新たな定住促進、地域振興などにつながり、町にとってもプラスの意義は大きいと思います。しかし、テレワークを促進する旨の計画は総合計画にも見てとれません。感染対策としてのソーシャルディスタンスも取らなければいけない理由はほぼなくなりました。テレワークの需要も頭打ちないし漸減傾向にあります。

また、事業実施主体である商工会は地元事業者の発展を目的として集まっている組織であり、名古屋や東京の会社にテレワークで働く人や企業を支援することを目的として事業を行っていません。商工会の掲げる未来創造プランを見ても、商工会は地域事業者の抱える経営課題を発掘、それを解決へ導く地域密着型コンサルタント組織として地域と事業者に真に貢献する経済団体へと生まれ変わると掲げており、今回の事業の方向性とは大分異なるように思います。

そこで2点お伺いしたいと思います。

北方町のテレワーク施設利用の利用ニーズの把握をどのように行ったのか、どの程度のニーズがあると想定していますか。

テレワーク施設を建てることの意義、目的、KPI、達成するための方策をどのように考えておりますか、お聞かせください。

○議長（井野勝巳君） 浅野政策財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） それでは、テレワーク施設に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

なお、大前提としまして、今回の事業は民間事業者であります北方町商工会がサテライトオフィスを建設するものであり、町は支援、協力する立場であることをまず御理解願います。

まず、施設の利用ニーズについてですが、計画立案に際して具体的な調査等は実施していないとのことです。

次に、テレワーク施設建設の意義や目的ということですが、一番の目的は、若者や女性の働く場を確保するということでもあります。狭隘な北方町にはこれ以上企業誘致する土地がありませんが、テレワーク施設なら比較的小さな場所でも開設可能ということでもあります。

次に、交付金申請時のKPIということですが、令和9年度末時点で施設利用団体10社、移住者として3人というような設定とのことでもあります。

また、方策についてということですので、北方町商工会のほうには旧郡内の商業の中心地として栄えた北方町、この歴史や実績を現在に継承する人的ネットワーク、またノウハウといったものがございまして。いかにテレワーク事業所といえども地元の業者や人材とのつながりが全くない状況では、これは事業が立ち行かないというふうに考えますので、この部分の強みを生かして施設運営に当たっていききたいということでもあります。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） ありがとうございます。

4,000万円は北方町から出されるということで、それは間違いないですもんね。単費が4,000万で国から5,000万円ということですよ。商工会からはないということですよ。

すみません、質問になってしまうとあれですが、質問ということでなしにお話をしていきたいと思っております。

商工会館の老朽化がそもそもこの話の最初の発端であるように感じています。商工会館の老朽化に関しましては、商工会の中でも対策委員会を設置するなどの課題になっているということで、建て替えのための方策としてテレワーク施設を造るのでは筋が通らないと考えております。

令和6年度商工会の総代会の議案書、令和6年度事業計画方針には、北方町商工会館の老朽化対策委員会で改修、建て替え、新築、既存公共施設利用等について検討を重ねてまいりました結果、新築がよいとの結論となり、国と町の補助金交付決定を（北方町ビジネスセンター）いただきましたので、令和6年度中には建設完了しなければならないので、会員各位の御理解、御協力をお願いします。

そのまた同じく、事業計画書の14. 商工会館老朽化対策という項があって、この項の中には北方町ビジネスセンターの建設という1行がございました。これを読むと、浅野さんは商工会の担当者ではございません、商工会の方ではございませんので言うのも何なのかもしれませんが、これを読むと、商工会の側は商工会館を建て替える、商工会館を建て替えるためにテレワーク施設を造るというふうにはしか読めなくて、国のお金5,000万、町のお金4,000万使って造る施設として、もうちょっと意欲あるテレワークを推進するだとか、若者や女性の働き方、働く場所をつくるといった狙いであつたり目標であつたり目的であつたりといったような明確にした商工会の姿勢が見てとれないのが大変不安に思います。

商工会のほうも、もしくは政策財政課かもしれませんが、一生懸命この事業をやられる

つもりなんだということを明確にしていただければ、この事業は何ら悪いところはないと思います。ですけど、今の段階では大変そのところに不安がありますので、そのところ、今のお考え、今の方針、商工会のお考え、どのようにこのテレワーク施設を活用して町を活性化させていきたいと思っていられるのか、そこら辺を明らかにしていただきたいと思いますが、政策財政課長からお答えできる限りでお答えいただけないかと思えます。

○議長（井野勝巳君） 浅野財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） 議長、お答えいたします前に、ただいまの石井議員の質問につきまして一部内容等を確認したい点がございまして、反問権の行使を許可いただきたいのですが。

○議長（井野勝巳君） ただいまから反問権の行使の要求についてを許可いたします。反問してください。

○政策財政課長（浅野浩一君） それでは、申し訳ない、石井議員にお聞きいたしますが、ただいまの質問の中で、多分施設を造っても十分な活用がされないのではないかとこのことを御心配されておるといふふうに理解しましたが、御質問の中でニーズ調査、ニーズ把握というようなことをおっしゃっておられました、これに関しましては具体的な想定ですね、どのようなことを考えておられるのか御教示いただきたいと思えます。例えば幅広く考えましたら、それこそ日本中の企業に対してテレワーク施設、北方のやつを使いますかというふうに聞かなきゃならないですし、それは極端ですけども、例えば調査範囲を絞ってニーズ調査をするにしても、その条件設定ですとかその根拠ですね、こういったものをどういったふうにするのか。当然ながら応分の費用負担や調査期間なども必要になってきますが、その辺りのお考えをお伺いしたいのですが。

○議長（井野勝巳君） 石井君、今の執行部の質問に対する回答はできますか。

○4番（石井伸弘君） はい、想定しておりますので構いません。

私からの質問は後でお答えいただけるということでよろしいですか。

北方町のテレワークの利用ニーズということですけども、北方町でもテレワークしていらっしゃるまず住民の方が何人もいらっしゃいます。あと、そういった方たちにお聞きするということがまず第一だと思います。

それから民間企業に関しまして、民間企業、企業進出、企業のテレワーク等でも全ての企業に悉皆で調査しようという、そういうことではなく、既に例えば進出しているテレワークとしてテレワークオフィスを使っているような事業者、企業がございまして、どういう事業者であればこういうテレワーク施設を使うのかといったようなことをヒアリングすることは十分可能だと思うんですね。これは、いわゆるコンサルに頼んでどうこうということではなく、まず例えば安人がMUSUBUテラスか、MUSUBUテラスのようなところで進出している企業があるわけですから、もしくは岐阜市のところで進出している企業があるわけですから、そういったところに行ってニーズを調査するというだけでも十分どんなニーズがあるのかということは把握できると思えますし、利用者であったり住民の方であったりにお話を聞くだけでもニーズ把握になり得ると思えます。定量的なものに限らず、定性的なニーズというものも私はすごい大事だと思います。

で、まずはそういったところからお伺いしたらどうかなというふうに思っておりました。

○議長（井野勝巳君） 今の回答でよかったですか。

浅野財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） まず御回答ありがとうございます。

今のお話ですと、具体的に進出を考えている人というよりかは、既に近隣で行われているような、あるいは町内の事業所さんとかを当たって潜在的な把握をするというようなことでしょうか。

申し訳ない、今回質問の内容で、どのような内容まで行えば妥当で、どの程度だと不十分と考えておられるのかちょっと分からなかったものですから、ニーズの把握というのは今回の御質問の要点をなす部分だと思いますので、ちょっとその辺が曖昧では私の回答もちょっと違うものになってしまうかなということが心配でしたのでお聞きしました。ありがとうございます。

○議長（井野勝巳君） 以上で反問権の行使を終了いたします。

これよりまた一般質問を再開いたします。

浅野財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） そうですね、今回のテレワーク施設の建設、目的とか根拠の部分は初めに申し上げましたが、一番は働く場の確保ということですね。これは八次総合計画の策定に当たって実施しましたアンケート調査などでもかなりニーズが高い部分ということでございました。これは町としても施設の建設はそれに資するものであるということであり、大いに期待しているところであります。

また、この建設の計画ですとか運営方針、こういったもの、確かにニーズ調査という部分で行ったわけではない部分があるんですが、御指摘の国の交付金の申請に当たりまして、これは国のほうの機関ですとか専門家による内容審査ということが必要となってきました、その結果、高い評価を得た結果、補助率が高水準タイプと標準タイプと2つあるんですが、その高水準タイプとして認可されたということがあり、計画の妥当性という点では理解を得ているものかなというふうに考えております。そういったことを含めまして進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） まさか高水準タイプで採用されているとは、採択されているとは思いませんでしたので、大変いい計画になっていらっしゃるんだろうと思いますが、やっぱり懸念するのは、商工会の側が実施主体である商工会のほうでどうしても建設ありきというふうに読めますので、そんなことは決してないと思うんですけども、町と商工会と一緒にいい施設にしていれば、公金をたくさん使いますので、もちろん高水準タイプということで国の補助率も上がってくるんだと思いますけれども、やっぱり税金は税金ですので、質の高いサービス、利用者にとってニーズが満たされるようなものをぜひ運営としてやっていただきたいなと思ひまして質問を終わります。

○議長（井野勝己君） 浅野財政課長。

○政策財政課長（浅野浩一君） 実際の施設の建設もまだこれからという段階でございますので、もちろん施設完成後にすぐに期待どおりの成果が出るのかというのは厳しいと思う部分はあります。また、議員御心配の向きも十分理解しておりますけれども、まず少なくともこれからやるというところですので、初めからいわゆるネガティブなイメージを持たれるのではなくて、うまくいきますように少し長い目で温かく見守っていただければと思いますので、また商工会さんのほうも一緒になってやっていくという計画を評価されておる部分がございます。

あと、究極の目標をいいますと、テレワーク施設が大繁盛しているからこれで成功だということではなくて、やはり一番の目標は働く場の確保、それがひいては定住人口増とかそういったところが目標でございますので、ちょっとテレワークがきっかけで北方に関心を持っていただいた人がそのまま定住というふうにつながれば、これはもうある意味成功でございますので、そういった意味も含めて、ぜひ石井議員にも、例えばSNSやチラシなどでもPRいただくとか、後方支援をお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（井野勝己君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） 私もぜひうまくいってほしいなと思っています。にぎわいの創出になればこれにこしたことはないと思いますので、私からもできることはぜひさせていただければなと思います。

4点目の御質問をさせていただきたいと思います。

保育園とこども園の会計年度任用職員の最低賃金についてお伺いいたします。

今年度より保育園業務を教育委員会の所管となりました。こども園も保育園と同じように未満児を預かり、早朝・延長保育ができるなど、業務は保育園と変わらない仕組みとなっています。また、今年度より保育園の会計年度任用職員の待遇改善が行われ、最低賃金等も引き上げられました。しかしながら、こども園の会計年度任用職員と保育園の会計年度任用職員の最低賃金が異なっているとのことです。

会計年度任用職員は、保育園とこども園で相互に異動するケースもあると聞いています。同じ事業所が雇用する職員です。同一労働、同一賃金の観点から、保育園とこども園の会計年度任用職員の賃金は同一にすべきと考えています。

お聞きしたいと思います。

こども園と保育園の会計年度任用職員の最低賃金は幾らでしょうか。もし差異があるとすれば、その差異が生じた原因を教えてください。

もし差異があるとすれば賃金の差異を埋める予定があるのかどうか、お聞かせください。

○議長（井野勝己君） 郷教育総務課長。

○教育総務課長（郷 展子君） 保育園とこども園の会計年度任用職員の報酬額についてお答えします。

現在、保育園で任用されている保育士の最低時給額は1,100円、認定こども園で任用されてい

る保育教諭の最低時給額は1,234円です。保育園は保育を必要とする児童を保育することを目的とする施設であるため、その職員である保育士は保育士資格を有している必要があります。また、幼保連携型認定こども園は幼児教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許、資格を有していることが必要となります。

よって、保育園とこども園で勤務している会計年度任用職員の仕事内容が異なることから時給額に差を設けているため、今のところ保育士と保育教諭の時給額の差を埋める予定はありません。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） 2点お伺いします。

保育士補助の業務をしていらっしゃる会計年度任用職員の最低賃金についてお聞かせください。

それから保育士資格を持っている、それから保育士資格と幼稚園教諭資格を両方持っている保育園の保育士さんというか幼稚園教諭というかは分かりませんが、どれぐらいいらっしゃるんでしょうか教えてください。

○議長（井野勝巳君） 郷教育総務課長。

○教育総務課長（郷 展子君） 保育園の保育士さんの最低時給額が1,100円です。

補助というか全く免許を持っていないということですか。全く免許を持っていないという方は1,030円です。保育士さん。

○議長（井野勝巳君） 1,030円と言ったか。

○教育総務課長（郷 展子君） 保育支援員という形は、みんな先ほどの金額になっています。1,030円。

○4番（石井伸弘君） 幼稚園も保育園も一緒ということですか。

○教育総務課長（郷 展子君） はい。免許を両方とも持っていないので。

○4番（石井伸弘君） 保育士資格と幼稚園教諭の両方の資格を持っている方はどうなんですか。

○教育総務課長（郷 展子君） 保育園で働いている保育士と幼稚園免許を持ってみえる方ということですか。

○4番（石井伸弘君） そうです。

○教育総務課長（郷 展子君） それについては1,100円です。幼稚園免許は持っていないでもそこでは必要とされていない。もともと保育士資格を有するというふうで採用していますので。

○議長（井野勝巳君） 分かりましたか。

○4番（石井伸弘君） 分かりました。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） そうはいつでも、資格というか幼稚園の仕事と保育園の仕事が違うというのは何というか理解しづらいというか、こども園で、同じこども園として、これから保育園も、それから幼稚園とこども園とそんなに業務が違うんですか。

○議長（井野勝巳君） 郷教育総務課長。

○教育総務課長（郷 展子君） 保育園は保育を必要とする児童を保育するという目的ですし、幼保連携型認定こども園は幼児教育も保育も両方ともきちんとやるというふうになっていますので、幼児教育を行うという形にあっては学校教育も免許、全部必要ですし、保育園は教育もしますけど教員免許状というものが不要ないというふうになっていますので、その辺は違っていると思います。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） じゃあ賃金の差があることは合理的であるということなんですかね。

何というか同じ資格を持っていて、こども園……。分かりました。いま一つ納得しづらいですけど、幼稚園の業務と、それからこども園の幼保連携型こども園と保育園の業務は大きく違うと、だから1,100円と1,234円だから、134円分違うという価値があるんだということによろしいんですかね。

○議長（井野勝巳君） そうではないやろう。

○4番（石井伸弘君） そうじゃないですか。

〔発言する者あり〕

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） 私の発言の途中だと思いますので、私の発言として締めさせていただきたいと思います。

分かりました。違うということで承知いたしました。ありがとうございました。

5番目に、コンビニ交付される証明書のシステム制限についてお伺いしたいと思います。

今年度より証明書のコンビニ交付が100円となり、町民にとっても身近なコンビニエンスストアで各種証明書を安く取得できることとなりました。窓口業務負担も減ることが予想され、大変結構なことだと考えています。

しかしながら、ある町民の方からコンビニ交付した住民票の写しが提出書類として使えなくて、結局まちの窓口で取り直したといった声をいただきました。その方の場合、自動車の廃車手続きを取る際に住民票の写しが必要だったのですが、地番変更等があり、自動車を購入したときは古い地番のときのものだったため、その住民票の写しでは購入時の住所を証明できなかったとのことでした。

私もコンビニ交付された証明書は町窓口で交付されるものと同じものだと思っていましたので、改めて町のホームページを確認すると、確かに、ただし書では、住所は最新の住所と一つ前の住所のみ記載されますとありました。そして、同じホームページに申請後に返金や差し替えはできません。間違えて発行された証明書であっても返金や交換はできませんので、あらかじめ御了承くださいと書かれています。

役場の対応としては告知をしてあり落ち度はないというスタンスなんだろうが、町民に対してはあまりに不親切です。実際、「広報きたがた」の2024年4月号では、巻末の大変目立つところに「コンビニ交付の証明書が100円」と大きく書かれ、前述の細かい内容はQRコードを読み

込まないと分かりません。QRコードで読み込んで確認する人がどれだけいるでしょうか。

手続が必要でコンビニで証明書を取った。書面として手続事業所に持って行った証明書と不備があると突き返された。仕方なくもう一度役場に来て証明書を発行してもらった。お金までもう一回取られた。大変な面倒を町民に押しつけているわけです。

この一連の再発行に関して、町民の方が不当な利益を得るわけではありませんから、役場に再度来られた方にお手数をおかけして大変申し訳ありませんでした。無料で差し替えさせていただきますというのは普通の対応ではないかと思えます。

お聞きします。

コンビニ交付した証明書が証明書として機能不全があって、窓口で再度証明書を取りに来られた方は現在までに何人、どのような状況であったのか教えてください。

証明書を要する事業所に対し、こういったことに関する注意喚起を行っていらっしゃいますでしょうか。

明らかにコンビニ交付のシステム制限に起因するものは町窓口で再発行する手数料を無料にできないか、以上3点お聞かせください。

○議長（井野勝巳君） 臼井住民保険課長。

○住民保険課長（臼井 誠君） では、議員御質問のコンビニ交付に関する証明書のシステム制限についてお答えします。

本年4月よりコンビニ交付サービスにおける諸証明の交付手数料を100円に下げたこともありまして、より多くの方にコンビニ交付サービスを利用していただいているところでございます。

さて、コンビニで交付されます住民票の写しは、議員が町のホームページで御確認されたとおり、住所の記載は現在とその1つ前の住所が記載されております。

一方で、庁舎窓口で交付される証明書は各自治体の判断に委ねられており、当町においては法令に基づいた記載事項に加え、役場の判断及び住民からの要望により、過去に遡って可能な範囲で住所履歴等を記載することができる仕様となっております。

コンビニで交付されました証明書につきましても法令に基づいて適正に交付された証明書でありますので、また他市町におきましてはコンビニ交付と同様の証明書を交付している自治体もありますので、コンビニで交付された証明書が機能不全という表現は、町民に誤解を招くおそれがありますので適切な表現ではないと考えております。

では、1点目の同じような事案で役場窓口で証明書を取りに見えた方の件数についてですが、こちらにつきましては記録を取っておりませんので職員の記憶になりますが、全く同じ事案が1件ございました。報告を受けております。

2点目の証明書を必要とする事業所、行政書士等でございますが、注意喚起を行っているかですが、行っておりません。

3点目のコンビニ交付のシステム制限に起因した場合の証明書の発行の手数料の無料化の御提案でございますが、先ほども触れましたとおり、議員が言われるようなシステムの制限は行って

いません。また、当町に特段の瑕疵はないと思っておりますので無料にする必要はないと考えております。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） この1件というのは同じ方なんだろうと思うんですけど、私のほかにもほかに1件あったというイメージではないですね。一緒の方ですよ、恐らくそうですよね。

でも、実際にこういうことが起きているわけですよ。必要な要綱として住民票を取ったけれども、その住民票が使えなかった。これはシステム制限という言葉なのか機能制限という言葉なのか分かりませんが、実際に使えないでもう一回来られたという方がいらっしやったこと、これは事実ですよ。これは認めていただけますか。

○議長（井野勝巳君） 臼井住民保険課長。

○住民保険課長（臼井 誠君） 先ほどもお話ししましたとおり正当な証明書になります。たまたま自動車ディーラーの方にお話を聞く機会がありました。こういった事例ですと、通常は、通常の書類に加えまして車検証に記載されている住所から現在の住所までつながる書類を用意してくださいというお話をしていると伺いをすることができました。全くほかの事業所も同じような対応を取っているか分かりませんが、少なくとも当町が今回何か瑕疵があったという認識はございません。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） 私も瑕疵があったとは思っていません。真っ当にホームページにも書かれているし、真っ当にお伝えして、そもそもコンビニの書類に関しては制限というか限界があるということ、これは瑕疵であるというふうに私も思っていません。対応も間違っていないと思います。そのようにお金は返金や交換できませんと書いてあるんですから、それで返金したら、それこそそっこのほうが瑕疵で、何でやねんという話になってしまいますので、そこについての問題認識はありません。全く問題なかったと思っています。

ただ、私としては、この1件とか、今まで4月に告知をして1件、今後増えるかどうかは分かりませんが、そんなに件数は多くないと思うんですよ、これからも。ただ、実際にそうやってコンビニ交付された書面でもって使えると思ったけれども使えなかったって方は大変残念な思いでいらっしやるわけですよ。そこについて、せっかくだから、そんなに数が多くないのであれば、書きぶりですよ、ホームページの書きぶりとして、事情を勘案して無料にすることもございますとかという書き方が適切か分かりませんが、そういうことを踏まえてルールとして、不当な利益を得るわけじゃないし、その1枚交付することをもう一回交換すれば、その交付された書面をシュレッダーにかけて、残ったものを持っていってもらえばそれでいいわけですから、そんなに手間でもないし、そんなに件数も多くないと想定されますので、それぐらいの対応は町としてやっていただいても、別に瑕疵があったなんて全く思っていないです。問題ないと思います。ですけど、そういう事案は起き得ると思って、そのときにはもうちょっと町民に寄り添った対応をしていただけないだろうかというのが私からのお願いでございます。

もし御検討いただければ幸いなのですが、もし全く考えていないということであれば、そのようにお答えください。

○議長（井野勝巳君） 白井住民保険課長。

○住民保険課長（白井 誠君） 今のお話をお伺いしていると、多くないから町のほうで何とかならないかという話なのかなとも思っておりますし、また、これを取られる方も十分注意して、役場のほうに必要な書類、何が必要なのかということが重要だと思っています。間違えたから変えてくださいでは、やはりその方の責任というのも当然出てきますので、なかなかそれは今はっきり、はいとは言えないです。

○議長（井野勝巳君） 石井君。

○4番（石井伸弘君） ありがとうございます。

あとは、お聞きしたカーディーラーの方に関してはそうやって注意喚起をなさっていらっしゃるということですが、そうでない事業者、カーディーラー、ほかにこういう事例がどういうふう
に生じるのかもちょっと分かりかねますが、あり得るのかなと思っていますので、もしそんなお金のかかることでもございませんので、注意喚起として書面を1枚回していただだけでも結構ですので、こういうコンビニ交付では過去の住民票が出てこないの、廃車手続の際には御注意
くださいといったような文章を、ぜひせめて回していただけないかなと思います。

以上、私からの質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） これで一般質問を終わります。

○議長（井野勝巳君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。委員会審査のため、明日12日から13日までの2日間を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、明日12日から13日までの2日間を休会とすることに決定をいたしました。

第4日は、6月14日午前9時30分から本会議を開くことといたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

散会 午後3時23分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年6月11日

議 長 井 野 勝 已

署 名 議 員 鈴 木 浩 之

署 名 議 員 安 藤 浩 孝

